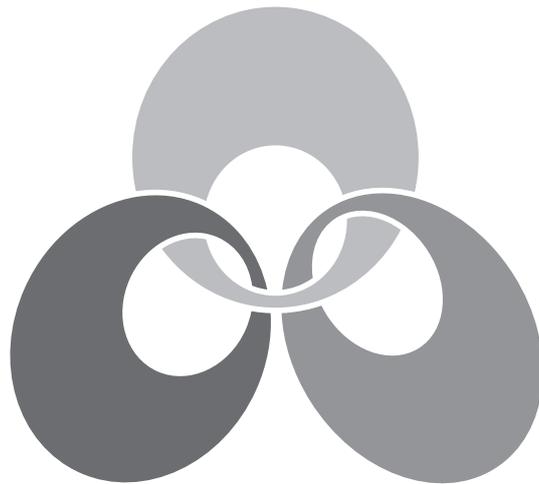


三種町

第2期子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

三種町

はじめに

少子高齢化が加速する今日、本町の出生数も減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。

また、地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下が懸念される中、虐待やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く深刻な課題が全国的に顕在化しています。

このような中、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づきスタートした子ども・子育て支援新制度では、市町村の権限と責任が大幅に強化され、幼児期の教育・保育事業及び、地域子ども子育て支援事業の量の見込みや確保方策を定める「子ども・子育て支援事業計画」の策定が「子ども・子育て支援法」において義務づけられました。

本町では、平成 27 年 3 月に「第 1 期三種町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の充実に努めております。

次の社会を担う子ども一人ひとりが人間性を育み、社会へ参加・参画する「主体」となるよう、この度「第 2 期三種町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちに関わるすべての関係者が一体となって、子どもの健やかな成長を支援するため、本計画を推進してまいりますので、御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり御尽力いただきました、「三種町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、子育て支援事業に関するニーズ調査などに御協力いただきました町民の皆様から心から御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

三種町長 田川 政幸

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	1
(1) 計画の策定にあたって	1
(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向	2
(3) 子ども・子育て支援制度の概要	4
2. 計画の位置づけ	7
3. 計画の期間	7
4. 計画の策定方法	8
(1) 三種町子ども・子育て会議による協議	8
(2) 三種町子ども・子育て支援事業計画策定委員会による協議	8
(3) ニーズ調査の実施	8
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	9
1. 本町の概況	9
(1) 総人口及び将来人口の推移	9
(2) 18歳未満人口及び将来人口の推移	10
(3) 子どもがいる世帯の状況	11
(4) 出生数の推移	12
(5) 女性の労働力率の状況	13
2. 教育・保育事業の進捗状況	14
(1) 教育・保育事業の利用状況	14
(2) 法定事業の利用状況	16
3. 第1期計画の進捗状況	24
(1) 計画記載事業の実施状況	24
(2) 実施事業の進捗評価	25
(3) 第2期計画における取り組みの方向	26
4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント	28
(1) 調査の概要	28
(2) 就学前調査結果のポイント	29
(3) 小学生調査結果のポイント	38
第3章 計画の方向性	45
1. 計画の基本理念	45
2. 基本目標	45
3. 計画推進の考え方	46
(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方	46
(2) 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方	47
4. 施策の体系	48

第4章 施策の展開	49
基本目標1：子ども・子育て支援事業の推進	49
1-1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進.....	49
1-2：地域子ども・子育て支援事業の推進.....	50
1-3：保育の質の向上	52
基本目標2：子どもの心身の健やかな成長の支援	53
2-1：心と体の健全育成の推進.....	53
2-2：学校教育の推進.....	53
基本目標3：子育て家庭をサポートする環境の整備.....	55
3-1：子育て家庭への相談・情報提供の充実	55
3-2：母子健康づくりの推進	56
3-3：子育て家庭の経済的負担の軽減.....	57
3-4：仕事と生活の調和の促進.....	59
基本目標4：地域の子育て力を強化する施策の充実.....	60
4-1：地域の子育て力の強化	60
基本目標5：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保.....	62
5-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備.....	62
5-2：子どもと子育て家庭の安全の確保.....	63
5-3：児童虐待防止	64
基本目標6：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	65
6-1：障がい児を持つ家庭への支援	65
6-2：ひとり親家庭への支援	66
第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策	69
1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策	69
(1) 本町で想定する教育・保育の量の見込み	69
(2) 教育・保育の確保の方策	69
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策.....	71
第6章 計画の推進体制.....	75
1. 計画の推進体制	75
(1) 子ども・子育て会議による進捗評価	75
(2) 庁内における進捗評価の体制.....	75
(3) 関係機関等との連携・協働	75
(4) 計画の周知	75
2. 進捗評価の仕組み	76
資料編	77
1. 三種町子ども・子育て会議条例	77
2. 三種町子ども・子育て会議委員名簿.....	78

第1章
計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

(1) 計画の策定にあたって

本町では、平成 27 年 3 月に「三種町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下などの課題は続いており、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然高く、子ども・子育て支援制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、「第 2 期三種町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

時期	取り組み	内容
平成 15 年 (2003 年)	少子化社会対策基本法施行	少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
平成 17 年 (2005 年)	次世代育成支援対策推進法施行	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間に於いて重点的に推進
平成 18 年 (2006 年)	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設
平成 19 年 (2007 年)	「放課後子どもプラン」の創設	文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進
平成 20 年 (2008 年)	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
平成 22 年 (2010 年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始
	子ども・若者育成支援推進法施行	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
平成 24 年 (2012 年)	子ども・子育て関連 3 法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布
平成 26 年 (2014 年)	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
	次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布	法律の有効期限を 2025 (令和 7) 年 3 月 31 日まで 10 年間の延長
	「放課後子ども総合プラン」の策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進

時期	取り組み	内容
平成 27 年（2015 年）	子ども・子育て支援新制度の施行	子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
	子ども・子育て本部の設置	平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うための新たな組織である子ども・子育て本部を設置
平成 28 年（2016 年）	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す
	児童福祉法等の一部改正の公布	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める
平成 29 年（2017 年）	「働き方改革実行計画」の策定	平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる
	「子育て安心プラン」の策定	令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
平成 30 年（2018 年）	「新・放課後子ども総合プラン」の策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定
令和元年（2019 年）	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び市町村民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化

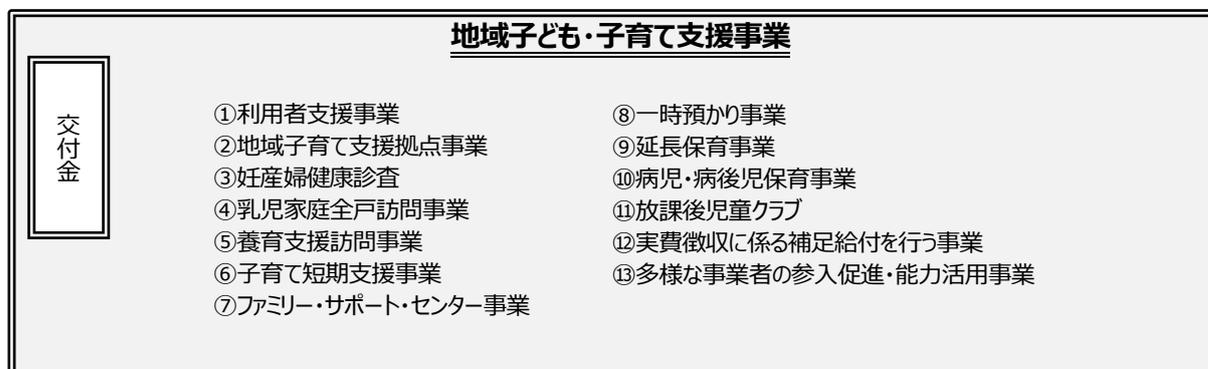
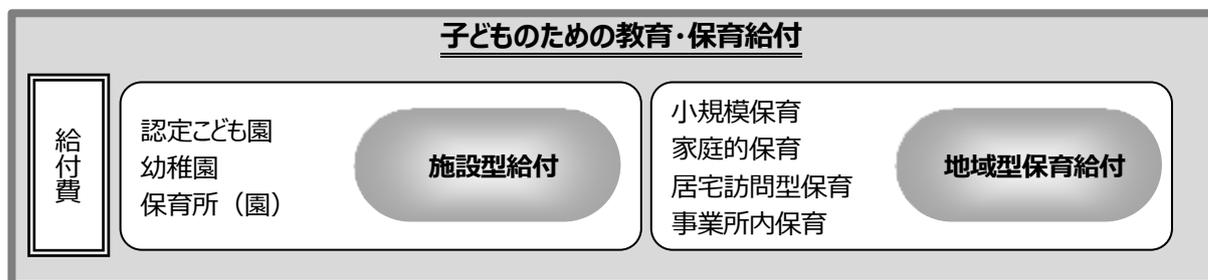
(3) 子ども・子育て支援制度の概要

①制度の目的と主な内容

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善・普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園・幼稚園・保育所（園）の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実、子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。子ども・子育て支援制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。



②保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

【認定区分】

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業など

【認定基準】

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

<事由>

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ○就労 | ○妊娠・出産 |
| ○保護者の疾病・障害 | ○同居親族等の介護・看護 |
| ○災害復旧 | ○求職活動 |
| ○就学 | ○虐待やDVのおそれがあること |
| ○育児休業取得時に、すでに保育を利用していること | |
| ○その他市町村が定める事由 | e t c . |

<保育時間>

- | |
|---------------------------------|
| ○保育標準時間
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 |
| ○保育短時間
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 |

<優先すべき事情>

- | |
|---------------------------------|
| ○ひとり親家庭 |
| ○生活保護世帯 |
| ○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 |
| ○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 |
| ○子どもが障害を有する場合 |
| ○育児休業明け |
| ○兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 |
| ○小規模保育事業などの卒園児童 |
| ○その他市町村が定める事由 |
| e t c . |

③子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

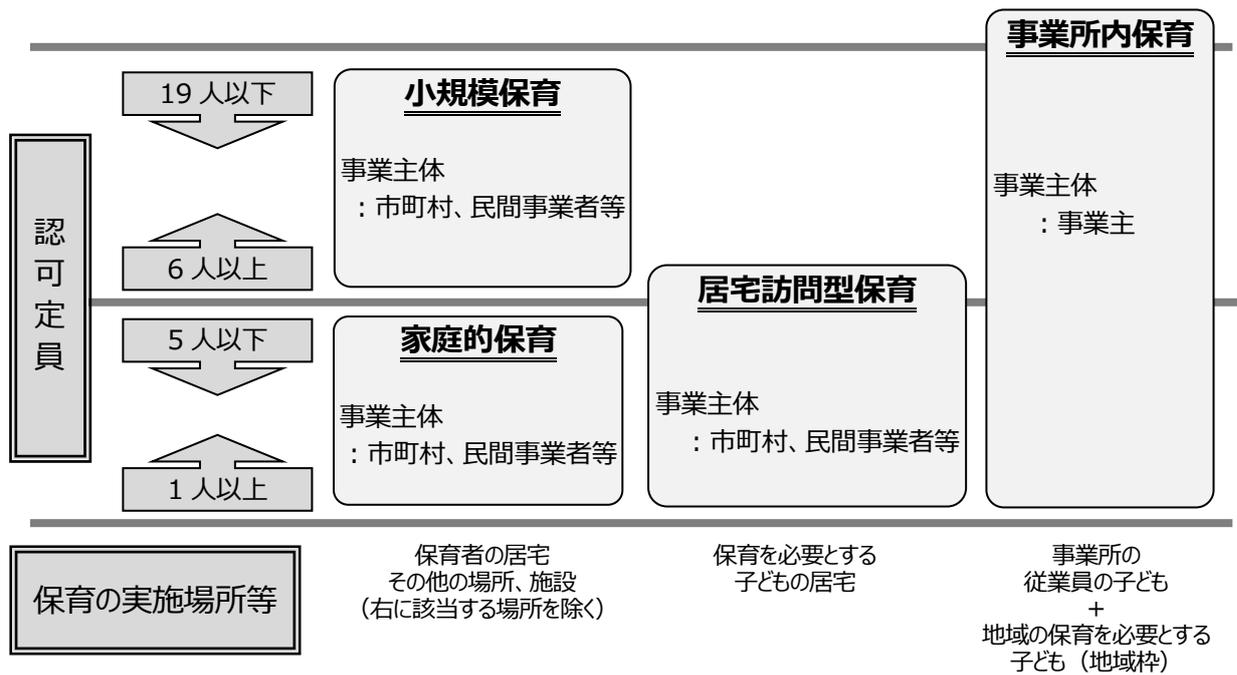
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所（園）」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

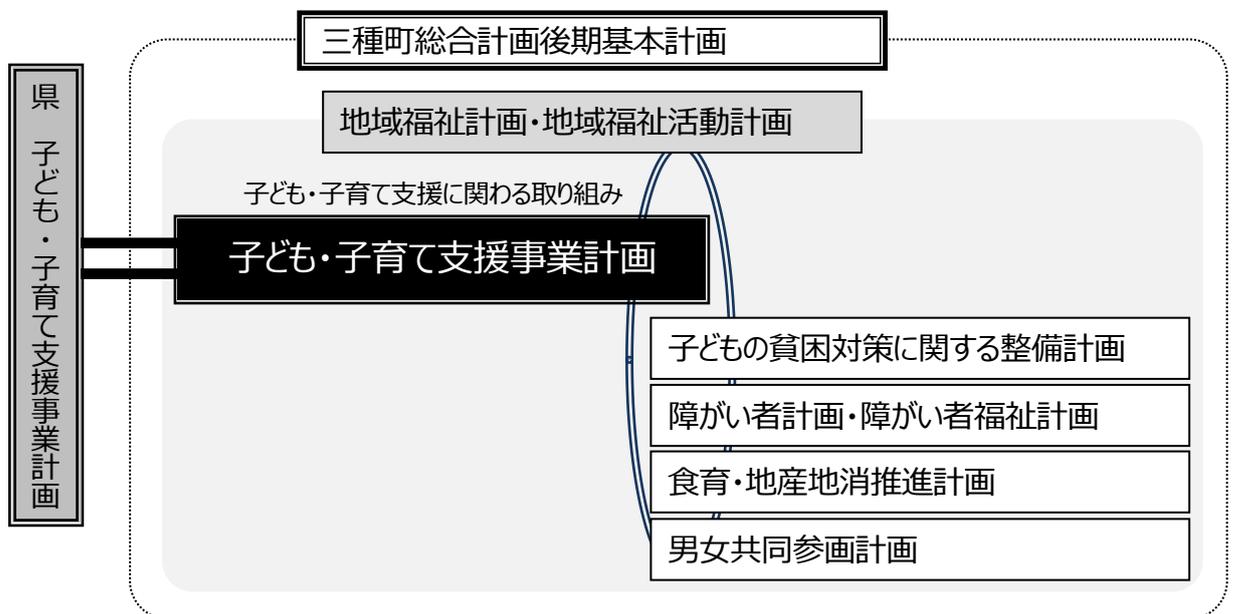
町の基本方針に関する上位計画である「三種町総合計画」や福祉分野の上位計画である「三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する部分において他の計画とも整合を図り、調和を保った計画の推進を図ります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

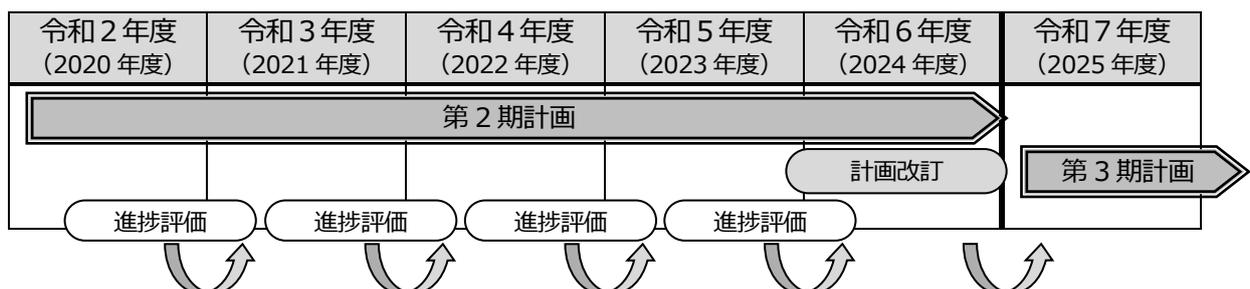
【諸計画の関係】



3. 計画の期間

本計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



4. 計画の策定方法

(1) 三種町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「三種町子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

(2) 三種町子ども・子育て支援事業計画策定委員会による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、副町長、関係各課、関係機関の代表者で構成する「三種町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、計画内容の調整を行いました。

(3) ニーズ調査の実施

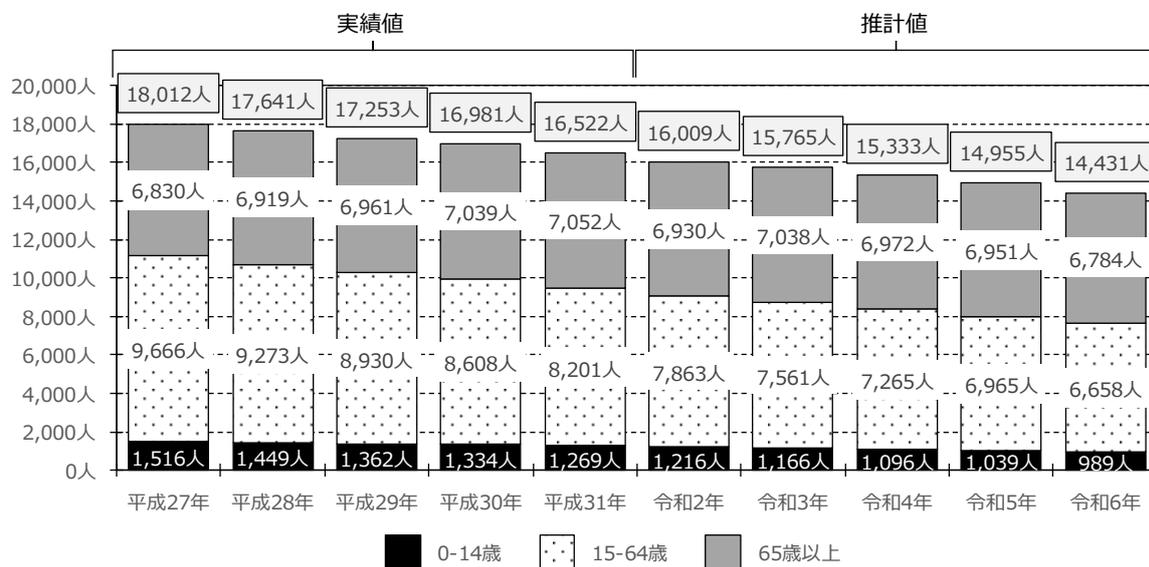
就学前児童（の保護者）、小学生（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 本町の概況

(1) 総人口及び将来人口の推移

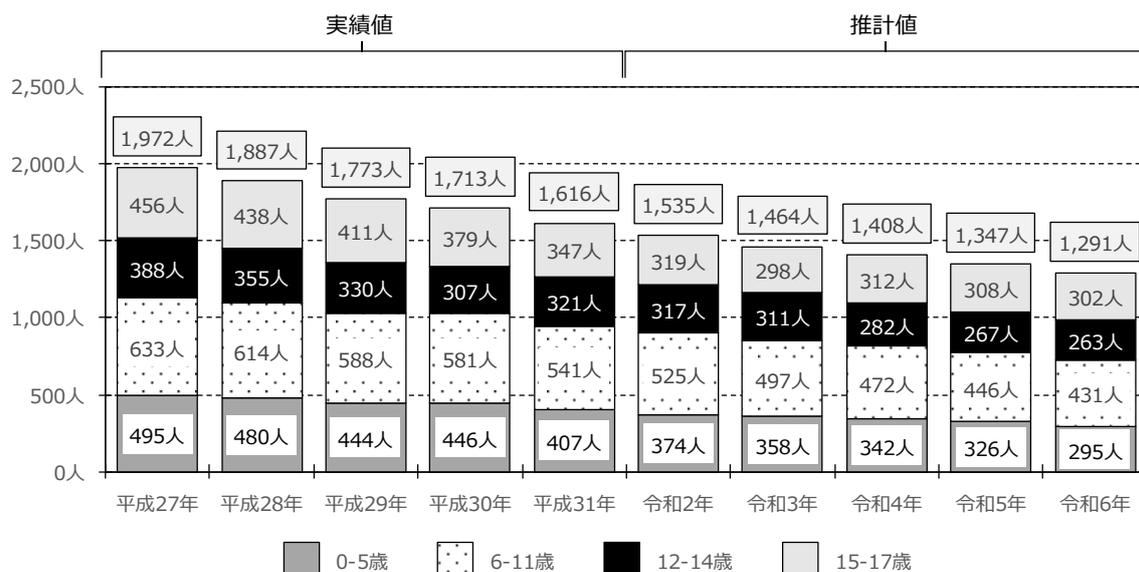


資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

総人口は減少傾向にあり、平成31年は16,522人となっています。年齢3区分別にみると、65歳以上人口は増加傾向にありますが、0-14歳人口は減少傾向にあります。

平成27年から平成31年の人口推移の傾向をもとに令和6年までの人口推計を行ったところ、0-14歳人口は減少傾向を続けるものと試算され、平成31年の1,269人から、令和6年には989人と280人の減少となっています。

(2) 18歳未満人口及び将来人口の推移



	実績値					推計値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	65	71	54	78	40	51	49	46	44	42
1歳	85	67	69	63	77	42	54	52	49	47
2歳	74	85	70	70	64	79	43	56	54	51
3歳	90	78	86	73	68	66	81	45	58	56
4歳	94	89	77	86	70	67	65	79	44	56
5歳	87	90	88	76	88	69	66	64	77	43
6歳	96	88	87	91	75	88	68	65	63	77
7歳	107	94	86	88	91	74	87	67	64	62
8歳	119	106	93	87	88	91	74	87	67	64
9歳	102	117	105	94	89	88	91	74	87	67
10歳	106	103	116	103	95	89	88	91	74	87
11歳	103	106	101	118	103	95	89	88	91	74
12歳	123	103	106	99	117	102	94	88	87	90
13歳	131	121	104	104	99	116	101	93	87	86
14歳	134	131	120	104	105	99	116	101	93	87
15歳	151	132	131	117	100	103	97	114	99	91
16歳	159	149	130	132	117	99	102	96	113	98
17歳	146	157	150	130	130	117	99	102	96	113
18歳未満人口	1,972	1,887	1,773	1,713	1,616	1,535	1,464	1,408	1,347	1,291

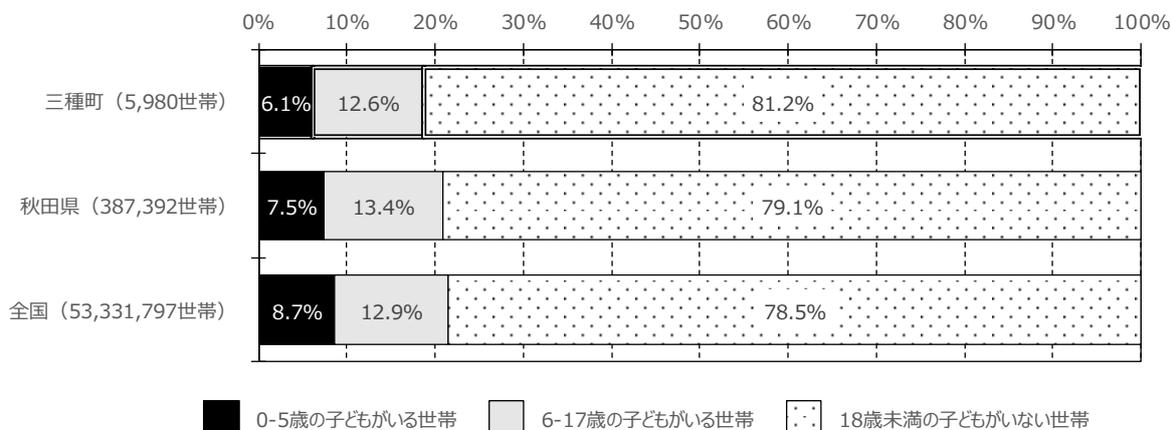
資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

18歳未満人口は減少傾向にあり、今後も同様に減少していくものと推計されています。

いずれの年齢層も減少傾向にあります。平成31年の水準に比べた令和6年の推計値は、小学校児童に相当する6-11歳人口と中学校生徒に相当する12-14歳人口では8割台であるのに対して、就学前児童に相当する0-5歳人口は7割台と、就学前児童の減少傾向の方が大きくなっています。

(3) 子どもがいる世帯の状況

① 18歳未満の子どもがいる世帯の割合

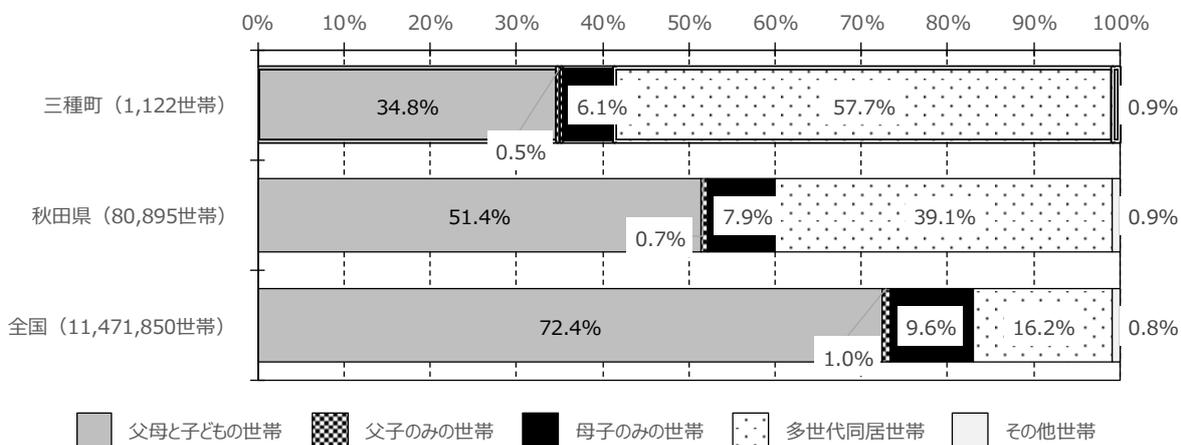


資料：国勢調査（平成 27 年）

本町の0-5歳の子どものいる世帯の割合は6.1%で、全国平均の8.7%や秋田県平均の7.5%よりもやや低い水準となっています。

6-17歳の子どものいる世帯とあわせると、本町の18歳未満の子どもがいる世帯の割合は18.8%で、全国平均（21.5%）や県平均（20.9%）よりもやや低くなっています。

② 18歳未満の子どもがいる世帯の種類

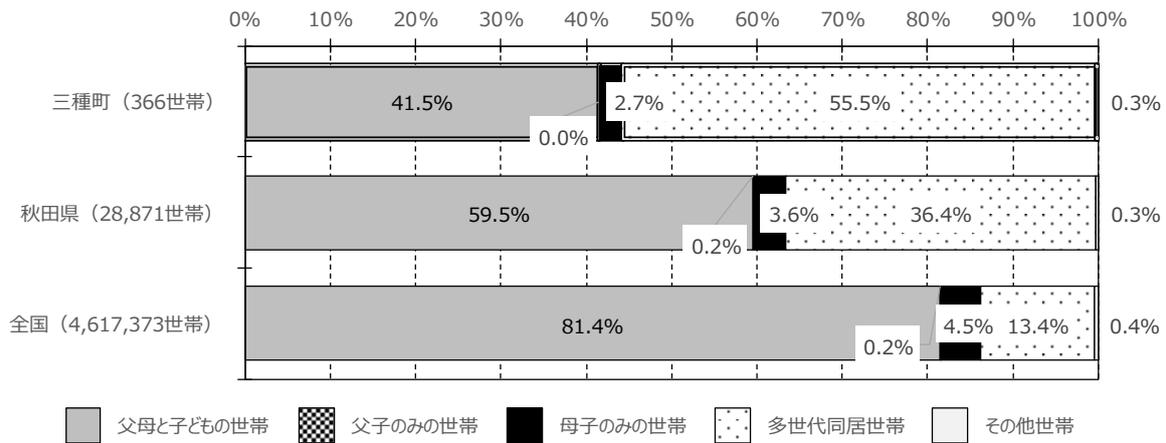


資料：国勢調査（平成 27 年）

18歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本町では57.7%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国や県の平均よりも高い割合を占めています。

父子のみの世帯、母子のみの世帯をあわせたひとり親家庭は6.7%で、秋田県の8.6%や全国の10.5%よりも低い水準となっています。また、父母と子どもの世帯も34.8%と国の平均（72.4%）よりも低い水準となっています。

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の種類

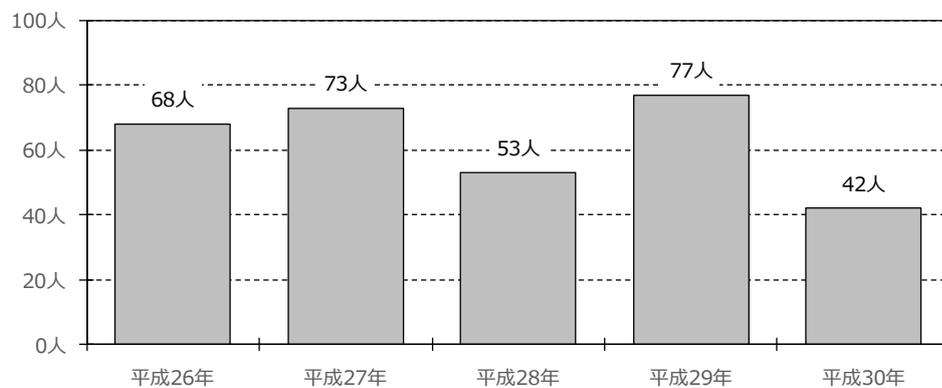


資料：国勢調査（平成27年）

6歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本町では55.5%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国の平均（13.4%）や、秋田県の平均（36.4%）よりも高い水準となっています。

父子のみの世帯はなく、母子のみの世帯というひとり親家庭は2.7%で、国の平均（4.8%）や秋田県の平均（3.8%）よりも割合は低くなっています。また、父母と子どもの世帯も41.5%と国の平均（81.4%）や秋田県の平均（59.5%）よりも低い水準となっています。

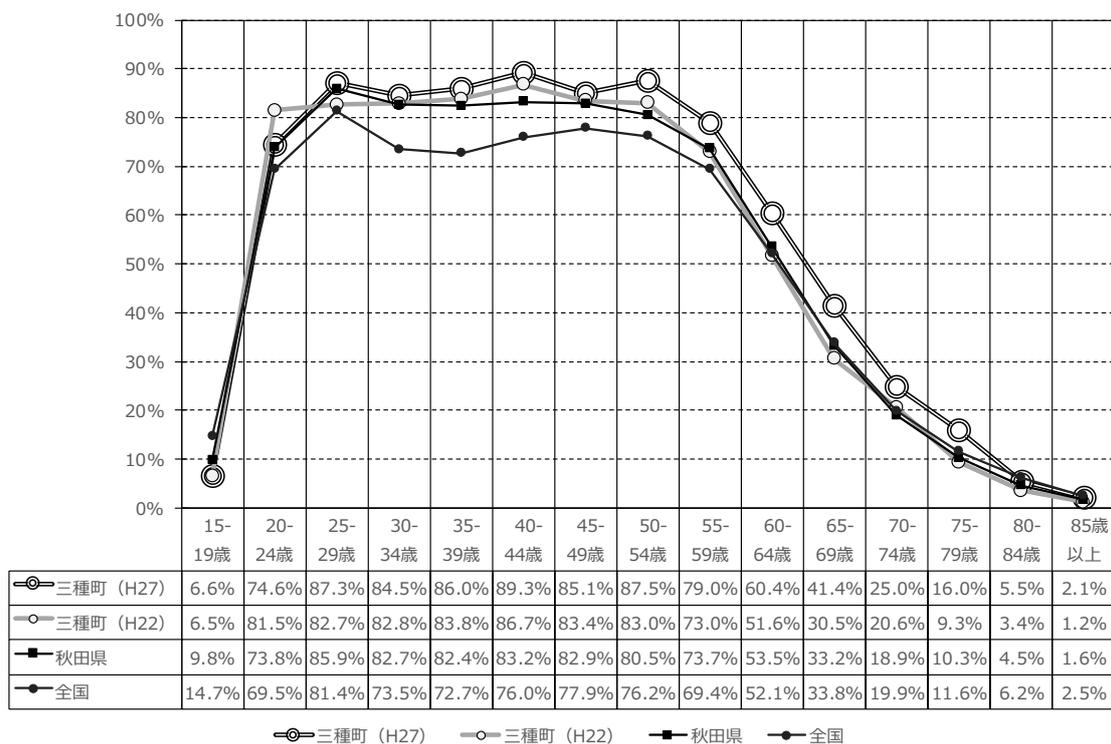
（4）出生数の推移



資料：町統計資料

出生数はばらつきはあるものの、平成26年、27年、29年には60人以上となっています。

(5) 女性の労働力率の状況



資料：国勢調査（平成 27 年、平成 22 年）

女性の労働力率をみると、20 歳以降では、本町の場合 30-34 歳で 84.5%と若干低下した後、40-44 歳で 89.3%とピークを迎え、50-54 歳まで 8 割台で推移し、以降大きく減少していく M 字カーブを描いています。

平成 22 年に比べると、20-24 歳の労働力率は 81.5%から 74.6%に低下していますが、25 歳以上の労働力率は上昇しています。

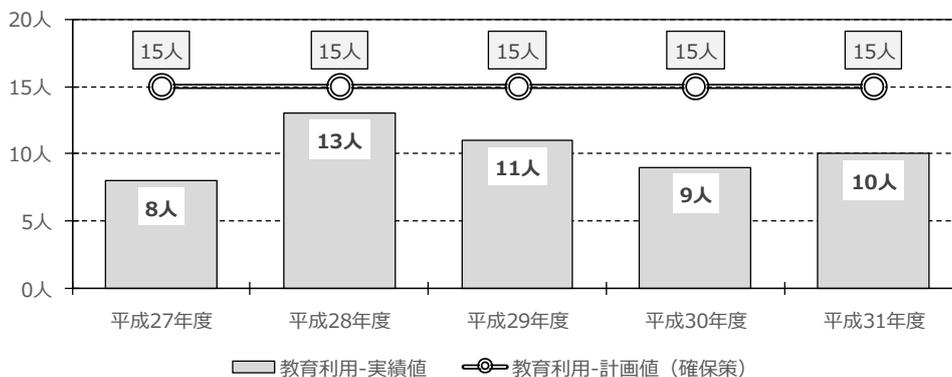
秋田県や全国よりも全般的に労働力率は高くなっています。

2. 教育・保育事業の進捗状況

(1) 教育・保育事業の利用状況

平成31年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値（もしくは空欄）となっています。

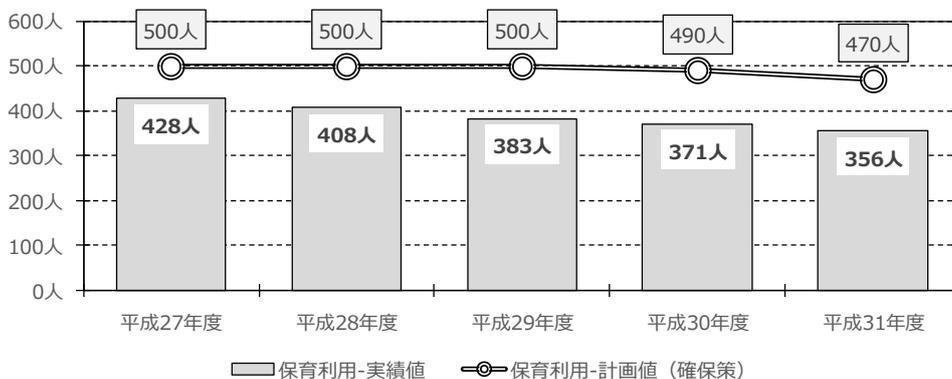
①教育利用での利用状況



資料：町統計資料

特定教育・保育施設、確認を受けない幼稚園における教育利用の状況（3～5歳で1号認定もしくは2号認定を受け、教育利用を希望する者）をみると、第1期計画における計画値15人に対して、実績値は10人程度となっており、おおむね計画値をやや下回る水準で推移しています。

②保育利用での利用状況



資料：町統計資料

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業における保育利用の状況（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）をみると、第1期計画における計画値は平成27年度の500人から、平成31年度470人へと減少していくものと見込んでいました。

実績値も平成27年度の428人から減少傾向となっていますが、計画値よりもやや低い水準で推移しています。

③ 0～2歳の保育利用状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
満3歳未満児人口	推計人口	234人	233人	227人	220人	214人
	実績値	224人	223人	193人	211人	181人
量の見込み	計画値（確保策）	220人	220人	220人	220人	210人
	実績値	165人	170人	149人	147人	136人
3歳未満児の保育利用率	計画値（確保策）	94.0%	94.4%	96.9%	100.0%	98.1%
	実績値	73.7%	76.2%	77.2%	69.7%	75.1%

資料：町統計資料

0～2歳の保育利用の状況を見ると、計画値では平成27年度の220人から平成31年度の210人へとゆるやかに減少するものと見込んでいました。実績値は平成28年度の170人をピークに減少傾向にあり、平成27年度以降、計画値よりもやや低い水準で推移しています。

3歳未満児の保育利用率（満3歳未満人口に占める利用者数の割合）は、計画では9割以上と見込んでいましたが、おおむね7割台で推移しています。

④ 教育・保育事業の進捗評価

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育利用	計画値（確保策）	15人	15人	15人	15人	15人
	実績値	8人	13人	11人	9人	10人
	達成率	53.3%	86.7%	73.3%	60.0%	66.7%
保育利用	計画値（確保策）	500人	500人	500人	490人	470人
	実績値	428人	408人	383人	371人	356人
	達成率	85.6%	81.6%	76.6%	75.7%	75.7%

資料：町統計資料

教育利用については第1期計画の計画値に対して実績値は5～8割台の達成率となっています。

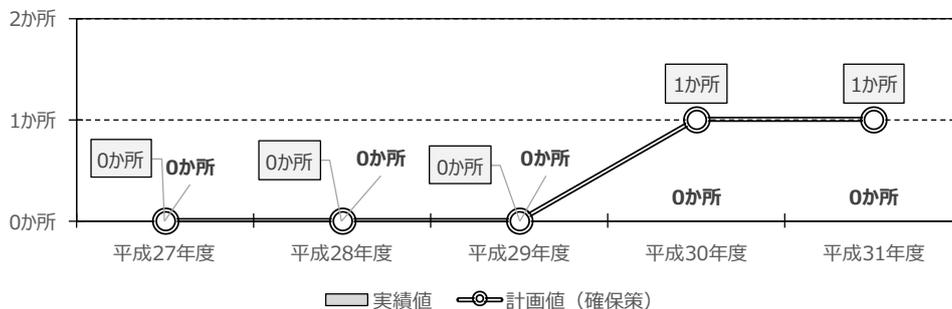
保育利用については、第1期計画の計画値に対して平成30年度までの実績値は7～8割台の達成率となっています。

教育利用は規模が小さいため、やや計画値に対する達成率が低くなっていますが、保育利用ともにおおむね計画値に準じた利用実績と考えられます。年度による増減はあるものとともに全般的にはゆるやかな減少傾向を示しているため、今後も利用実績に準じて微減していく利用傾向になるものと思われます。

(2) 法定事業の利用状況

平成31年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値（もしくは空欄）となっています。

①利用者支援事業

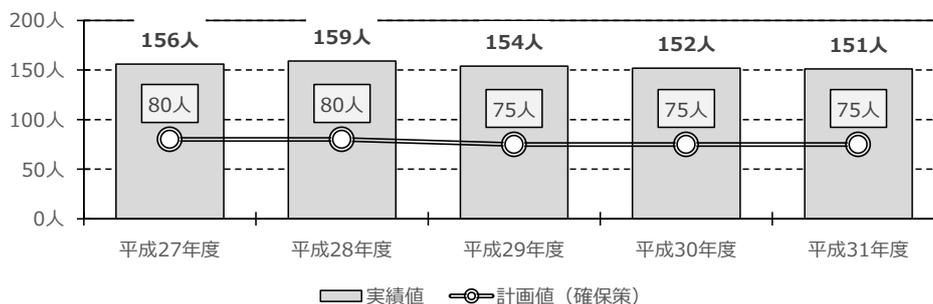


資料：町統計資料

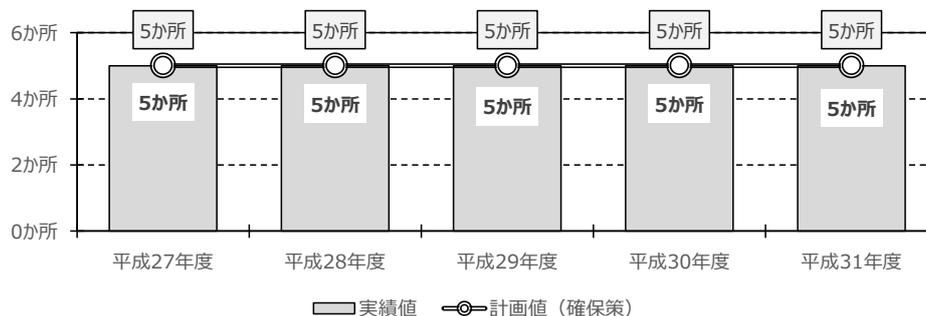
利用者支援事業については計画では平成30年度から1か所を見込んでいましたが、現時点ではまだ実施できていません。

②時間外保育事業（延長保育）

【利用量】



【箇所数】



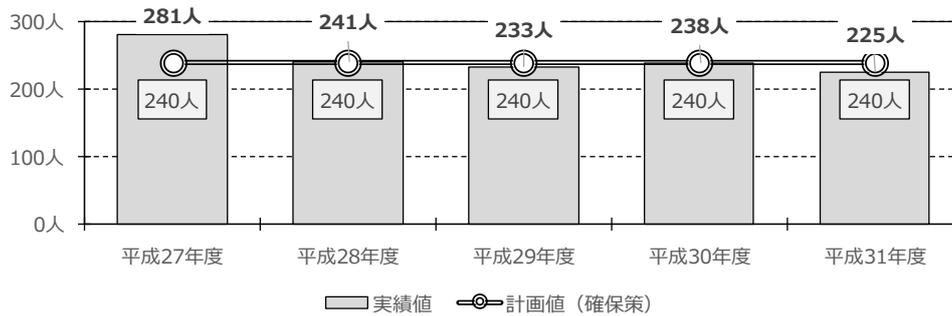
資料：町統計資料

時間外保育事業は計画値では80～75人の利用を見込んでいましたが、利用実績は150～159人となり、計画値の2倍程度の水準で推移しています。

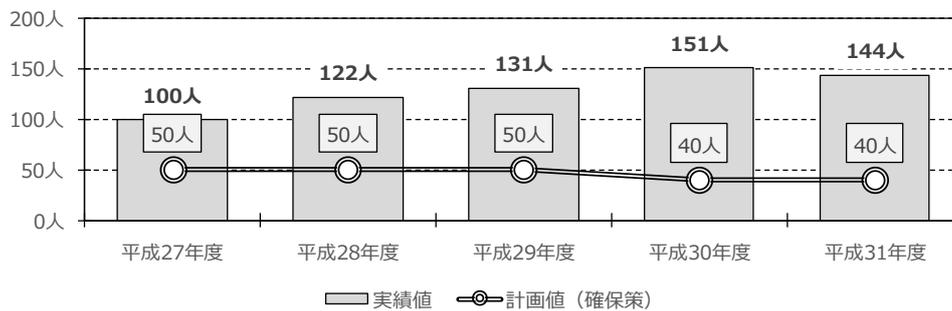
事業の提供箇所数は計画では5か所を見込んでおり、実績も計画値通りとなっています。

③学童保育（放課後児童クラブ）

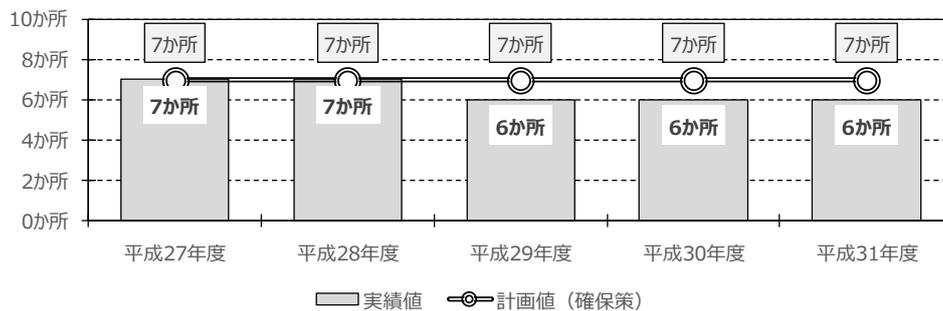
【低学年】



【高学年】



【箇所数】



資料：町統計資料

学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況を見ると、低学年は計画値では240人を見込んでおり、実績はやや減少傾向にあるものの、おおむね計画値通りに推移しています。

高学年は50人～40人の利用を見込んでいましたが、利実績は計画値を大きく上回る水準で推移しており、利用も増加傾向となっています。

実施箇所数については計画では7か所を見込んでいましたが、平成29年度以降は6か所となっています。

高学年は計画を上回る利用があったため、今後は利用実績に準じた利用量を見込んでいくことが必要と思われる。

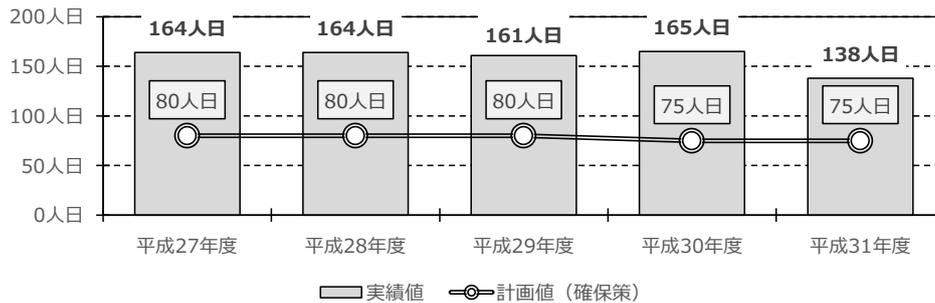
④子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業については本町ではサービス提供を行わないこととしていました。

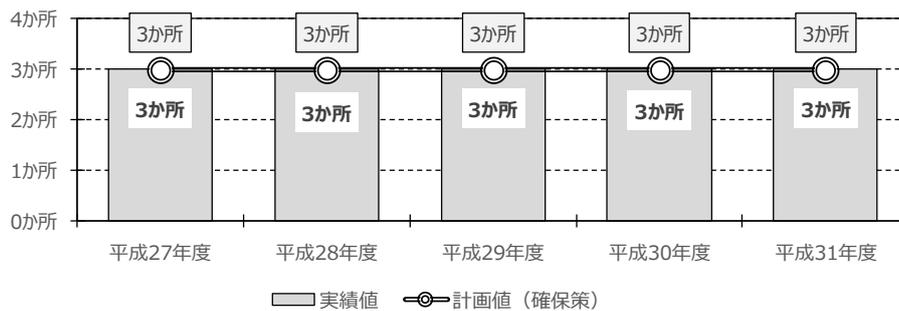
今後は利用者のニーズやサービス提供事業者の確保など基盤整備の状況を見極めながらサービス提供の有無を検討していきます。

⑤地域子育て支援拠点事業

【利用量】



【箇所数】



資料：町統計資料

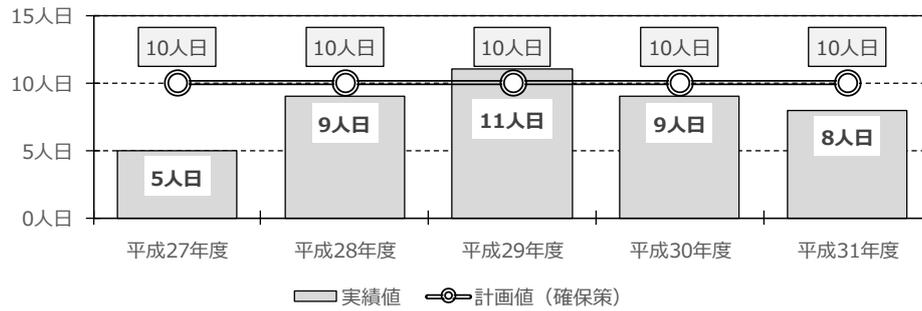
地域子育て支援拠点事業については 80 人日～75 人日の利用を見込んでいましたが、実績は 160 人日以上と計画値を大きく上回っています。

事業の実施箇所数については計画値通り 3 か所で提供しています。

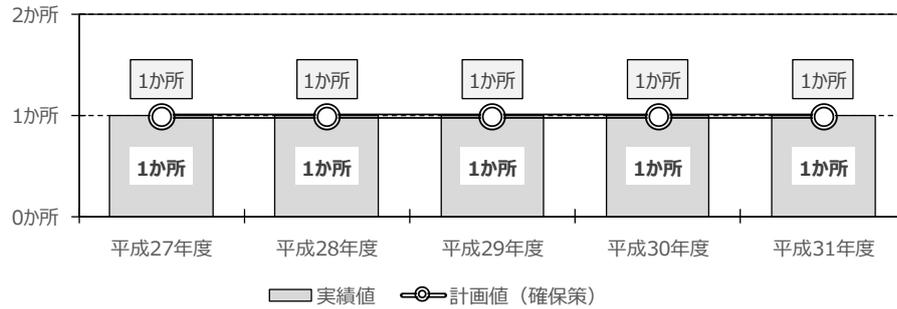
今後は利用実績に準じて利用を見込んでいくことが必要と思われます。

⑥一時預かり事業（在園児対象）

【利用量】



【箇所数】



資料：町統計資料

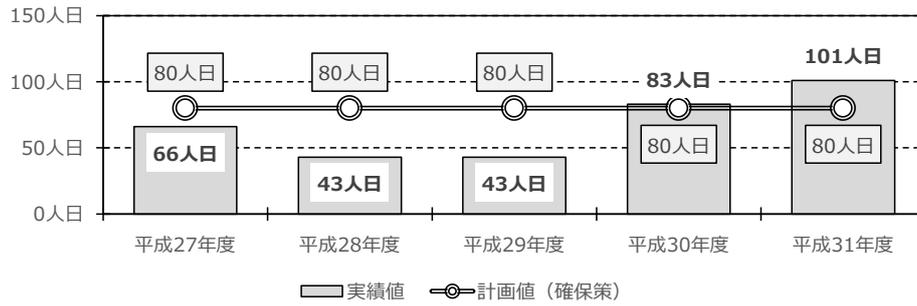
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業については10人日の利用を見込んでいましたが、平成29年度の11人日をピークに減少傾向にあり、全般的に計画値をやや下回る水準となっています。

箇所数について計画通り1か所となっています。

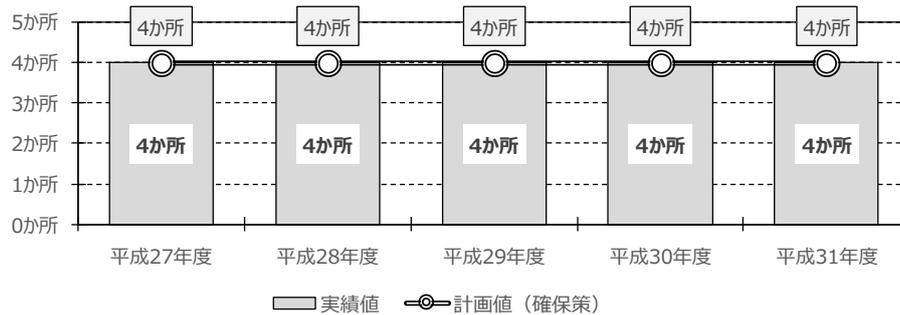
規模が小さいため、計画値をやや下回る水準となっていますが、おおむね計画値に準じた利用実績となっており、今後も同様の利用が見込まれます。

⑦一時預かり事業（幼稚園以外等）

【利用量】



【箇所数】



資料：町統計資料

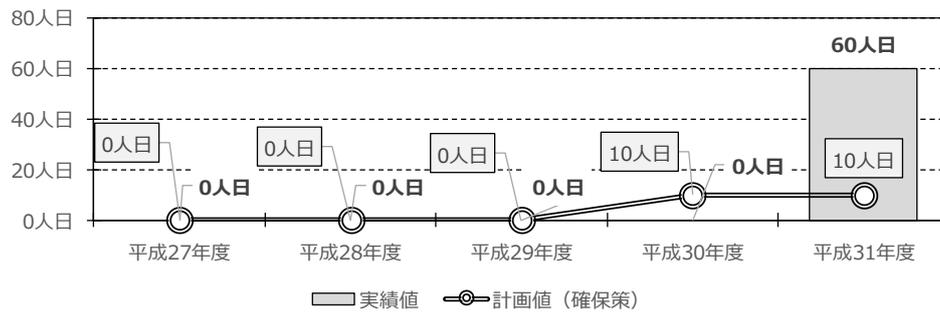
幼稚園以外における一時預かり事業については、80人日の利用を見込んでいましたが、利用実績は平成31年度は里帰り出産の利用で計画を上回る利用実績となっているものの、全般的には計画値を下回る利用となっています。

実施箇所数については計画値通り4か所となっています。

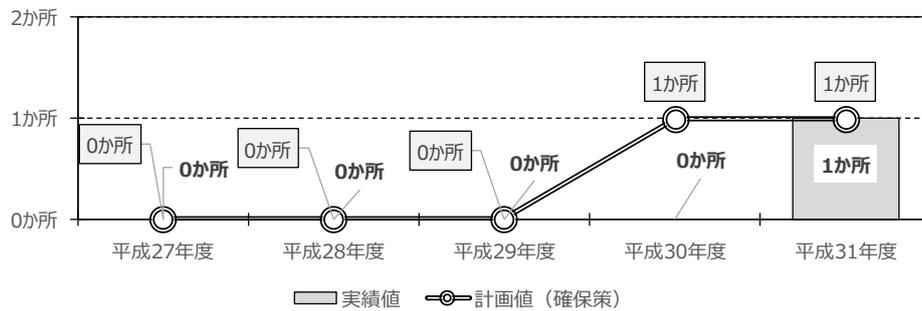
計画値よりも実績値はおおむね低い水準で推移していることから、今後は利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

⑧病児・病後児保育事業

【利用量】



【箇所数】



資料：町統計資料

実施箇所数は、平成 31 年度から 1 か所となっています。

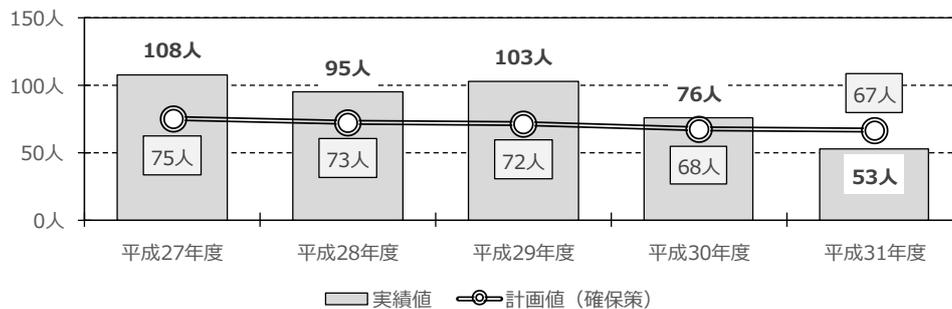
病児病後児保育は緊急時に必要な量を提供できるように態勢を整えておくことが必要なため、利用実績にも考慮しつつ、必要な量を提供できるように利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）については本町ではサービス提供を行わないこととしていました。

今後は利用者のニーズやサービス提供事業者の確保など基盤整備の状況を見極めながらサービス提供の有無を検討していきます。

⑩妊産婦健康診査事業

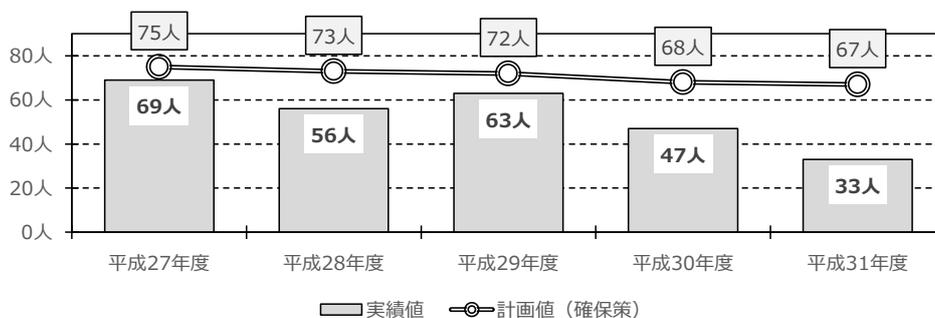


資料：町統計資料

妊産婦健康診査事業については70人前後の利用を見込んでいましたが、平成29年度までは100人前後、平成30年度は76人と、やや減少傾向にあるものの、計画値を上回る水準で推移しています。

利用実績は計画値よりも高いことから、今後は利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われる。

⑪乳児家庭全戸訪問事業



資料：町統計資料

乳児家庭全戸訪問事業については70人前後の利用を見込んでいましたが、利用実績は計画値をやや下回る水準で推移しており、年度ごとに増減はあるもののおおむね減少傾向となっています。

利用実績は計画値よりも低く、減少傾向にあることから、今後は利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われる。

⑫養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については本町ではサービス提供を行わないこととしていました。

今後は利用者のニーズやサービス提供事業者の確保など基盤整備の状況を見極めながらサービス提供の有無を検討していきます。

⑬地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の進捗評価

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
利用者支援事業	計画値（確保策）	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	
	実績値	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
	達成率	－	－	－	0.0%	0.0%	
時間外保育事業（延長保育）	提供量	計画値（確保策）	80人	80人	75人	75人	75人
		実績値	156人	159人	154人	152人	151人
		達成率	195.0%	198.8%	205.3%	202.7%	201.3%
	箇所数	計画値（確保策）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
		実績値	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
放課後児童健全育成事業	低学年	計画値（確保策）	240人	240人	240人	240人	240人
		実績値	281人	241人	233人	238人	225人
		達成率	117.1%	100.4%	97.1%	99.2%	93.8%
	高学年	計画値（確保策）	50人	50人	50人	40人	40人
		実績値	100人	122人	131人	151人	144人
		達成率	200.0%	244.0%	262.0%	377.5%	360.0%
	箇所数	計画値（確保策）	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
		実績値	7か所	7か所	6か所	6か所	6か所
		達成率	100.0%	100.0%	85.7%	85.7%	85.7%
地域子育て支援拠点事業	提供量	計画値（確保策）	80人回	80人回	80人回	75人回	75人回
		実績値	164人回	164人回	161人回	165人回	138人回
		達成率	205.0%	205.0%	201.3%	220.0%	184.0%
	箇所数	計画値（確保策）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）	提供量	計画値（確保策）	10人	10人	10人	10人	10人
		実績値	5人	9人	11人	9人	8人
		達成率	50.0%	90.0%	110.0%	90.0%	80.0%
	箇所数	計画値（確保策）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
一時預かり（幼稚園以外）	提供量	計画値（確保策）	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
		実績値	66人日	43人日	43人日	83人日	101人日
		達成率	82.5%	53.8%	53.8%	103.8%	126.3%
	箇所数	計画値（確保策）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		実績値	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
病児・病後児保育事業	提供量	計画値（確保策）	0人日	0人日	0人日	10人日	10人日
		実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	60人日
		達成率	－	－	－	0.0%	600.0%
	箇所数	計画値（確保策）	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
		実績値	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
		達成率	－	－	－	－	100.0%
妊産婦健康診査事業	計画値（確保策）	75人	73人	72人	68人	67人	
	実績値	108人	95人	103人	76人	53人	
	達成率	144.0%	130.1%	143.1%	111.8%	79.1%	
乳児家庭全戸訪問事業	計画値（確保策）	75人	73人	72人	68人	67人	
	実績値	69人	56人	63人	47人	33人	
	達成率	92.0%	76.7%	87.5%	69.1%	49.3%	

資料：町統計資料

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）については計画値に準じた利用実績で推移している事業もありますが、期間を通じて計画値と利用実績が大きく乖離しているものや、直近で計画値との乖離が大きくなっているものなどがあります。

今後は個々の利用の実績、特に直近の利用実績の推移などを踏まえて、実情に即した利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

3. 第1期計画の進捗状況

(1) 計画記載事業の実施状況

現行計画においては、72の事業・取り組みが掲載されており、そのうち5事業が現時点において未実施となっています。

未実施の事業は以下の通りです。

【子ども・子育て支援事業計画】

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1: 通所系事業

2) 休日保育事業

【事業概要】

日曜、休日に保育をします。

6) 放課後子ども教室推進事業

【事業概要】

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施します。

2-4: その他の事業

1) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が連携し、自宅等で子どもを預かります。

【その他の子ども・子育て支援施策】

基本目標1: 子どもの心身の健やかな成長の支援

1-1: 心と体の健全育成の推進

4) 思春期教室の開催

【事業概要】

身体・精神面における発達の変化の大きい小学校高学年を対象に保健知識の普及啓発、健康管理能力の育成を図ります。乳幼児とのふれあいを通して生命の大切さ、素晴らしさについて知り、母性・父性意識の自覚を促します。

基本目標4: 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1: 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

3) トイレの設備等の充実

【事業概要】

コミュニティ活動の創出を目的に整備された公園等について、利活用促進を図るためトイレを設置し、適正な維持管理を行います。

休日保育事業、放課後子ども教室推進事業、ファミリー・サポート・センター事業については、1期計画において実施は予定しておらず、実施の必要性を検討することとしていましたが、現在のところ、事業実施に十分なニーズが見込まれないこと、事業実施に必要な基盤整備が整っていないことから、引き続きニーズの見極めを行っていくこととします。

また、放課後子ども教室推進事業と思春期教室の開催については他の類似事業において代替できている状況があるため、今後も他事業を通じて取り組んでいきます。

トイレの設備等の充実については、公園等は、利用者も少なく、新設も難しいため、現状維持で対応していきます。

(2) 実施事業の進捗評価

現行計画に記載されている事業のうち、現時点までに実施されている67の事業について、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、64の事業はおおむね予定通り（以下の評価基準の1、2の評価）に事業を行うことができたと評価されています。

【自己評価の基準】

1. 100%（予定通り）
2. 80-100%（おおむね予定通り）
3. 60-80%（やや予定した内容に満たない）
4. 40-60%（予定の半分程度）
5. 40%未満（あまり進んでいない）

残りの2事業については、「3. 60-80%（やや予定した内容に満たない）」という評価になっています。

【その他の子ども・子育て支援施策】

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-1：子育て家庭への相談・情報提供の充実

1) 子育て支援の啓発活動の推進

【事業概要】

ホームページ、園だより、子育て支援センターだよりなどにより情報を提供しています。

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

5-1：障がい児を持つ家庭への支援

2) 自立支援協議会の充実

【事業概要】

相談事業をはじめとし、様々な問題の解決や支援体制づくりのため地域の関係機関がネットワークを構築し定期的な話し合いの場を設けています。

(3) 第2期計画における取り組みの方向

実施している66事業の第2期計画における取り組み方向は以下の通りです。

① 拡大予定の事業

【子ども・子育て支援事業計画】

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-4: その他の事業

2) 妊産婦健康診査

【事業概要】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦及び産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期から産後に至るまでの期間中、適宜必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【その他の子ども・子育て支援施策】

基本目標2: 子育て家庭をサポートする環境の整備

2-2: 母子健康づくりの推進

3) 予防接種事業

【事業概要】

発育とともに外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなることから、予防接種に関する情報を適切に提供し、予防接種を受けやすい体制づくりに努めます。

基本目標5: 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

5-2: ひとり親家庭への支援

1) ひとり親家庭医療費助成事業

【事業概要】

ひとり親家庭または、父母以外に養育されている児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、福祉医療費を助成します。

② 継続予定の事業

61事業についてはこれまで通り、今後も継続して取り組んでいきます。

③内容を改善して継続予定の事業

【その他の子ども・子育て支援施策】

基本目標 2：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-3：子育て家庭の経済的負担の軽減

1) すこやか子育て支援事業

【事業概要】

保育園・幼稚園に入園している児童の保育料等の助成を行い、子育てに関わる経済的負担の軽減を図ります。(所得制限あり)

④廃止予定の事業

【その他の子ども・子育て支援施策】

基本目標 1：子どもの心身の健やかな成長の支援

1-1：心と体の健全育成の推進

2) 児童館運営の充実

【事業概要】

地域児童の健全な遊びとその健康の増進を図ります。

4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント

(1) 調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の改訂に向けた基礎資料とするため、就学前児童及び小学生児童の保護者に対して、教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向などについて本調査を実施しました。

②調査の実施状況

<調査期間>

平成 30 年 12 月

<調査方法>

○就学前児童調査

保育園での直接配布・回収。郵送による配布・回収。

○小学生調査

小学校での直接配布・回収。

<調査対象>

○就学前児童調査

就学前児童を持つ保護者：410 人

○小学生調査

小学生児童を持つ保護者：460 人

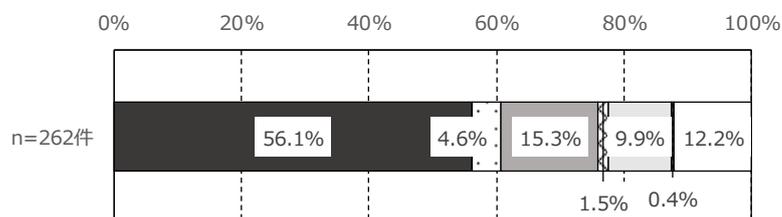
<回収状況>

調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	410 票	262 票	63.9%
②小学生調査	460 票	383 票	83.3%

(2) 就学前調査結果のポイント

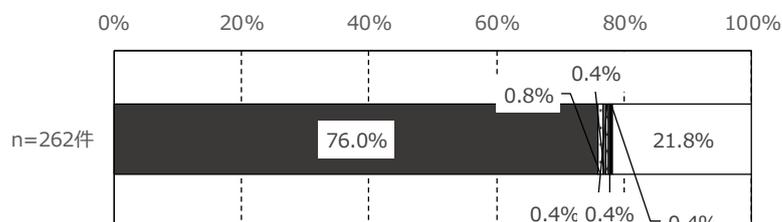
①保護者の就労状況

【母親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

【父親】

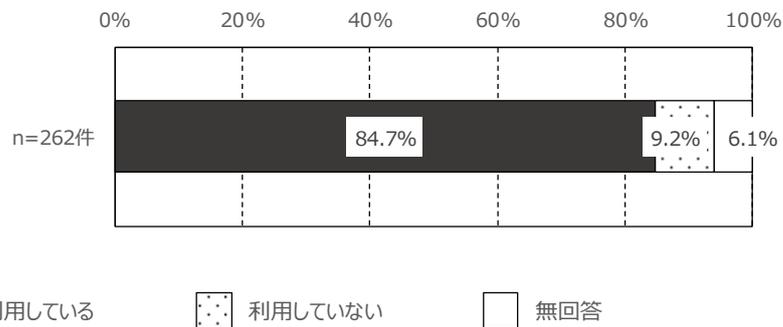


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

母親の 56.1%、父親の 76.0%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」として
います。また母親では 15.3%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と
しています。

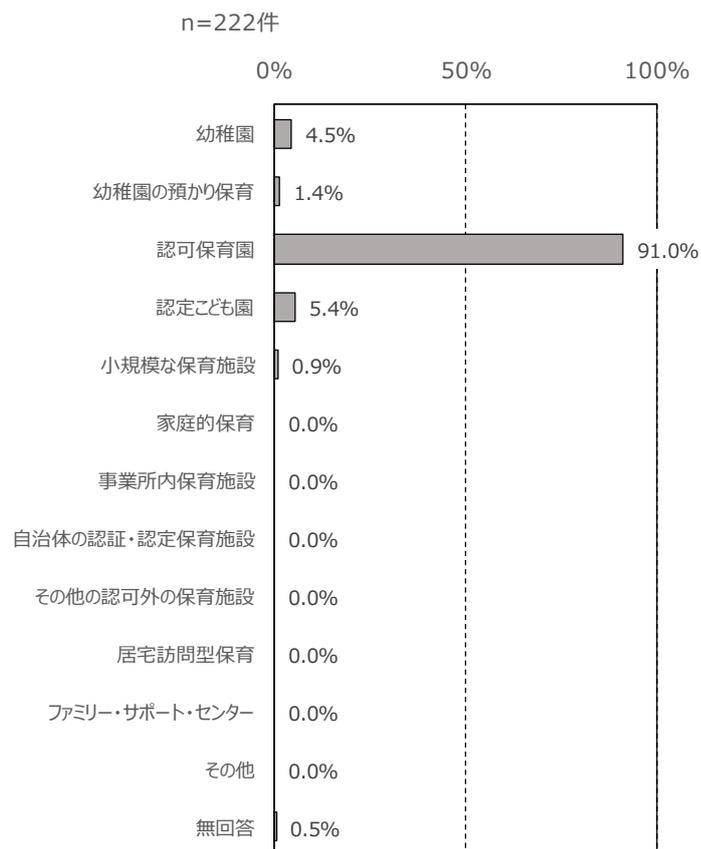
②平日の定期的な教育・保育事業の利用

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



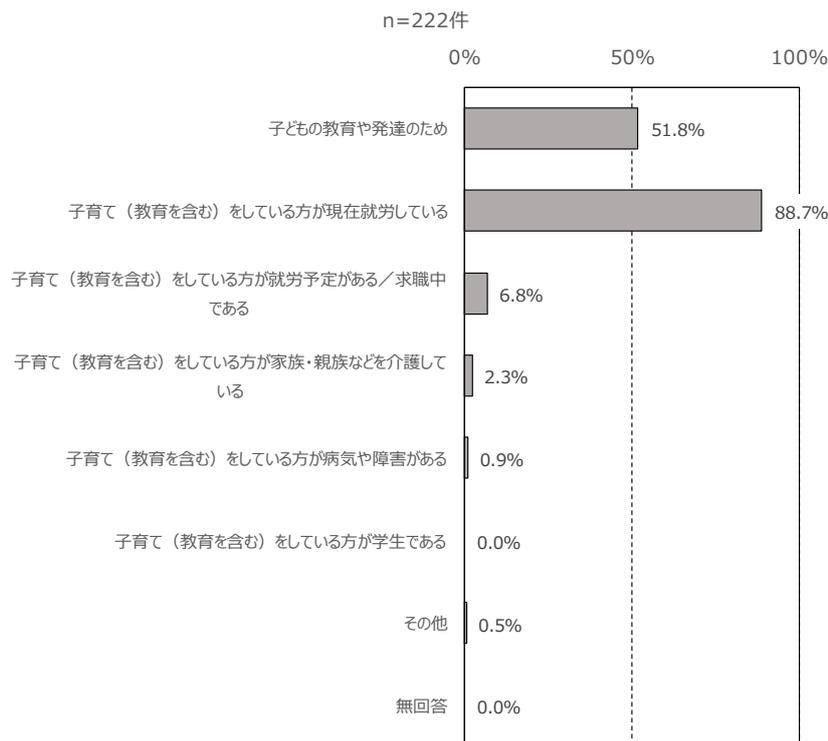
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」が 84.7%、「利用していない」が 9.2%となっています。

■ 利用している平日の定期的な教育・保育事業



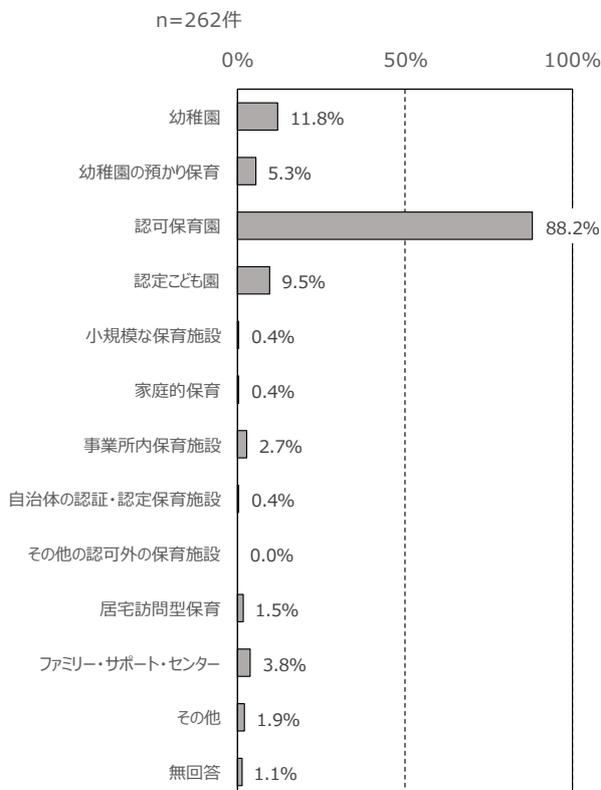
平日に定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育園」が 91.0%と回答者の大半を占めています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用理由



平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由としては、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が 88.7%、「子どもの教育や発達のため」が 51.8%となっています。

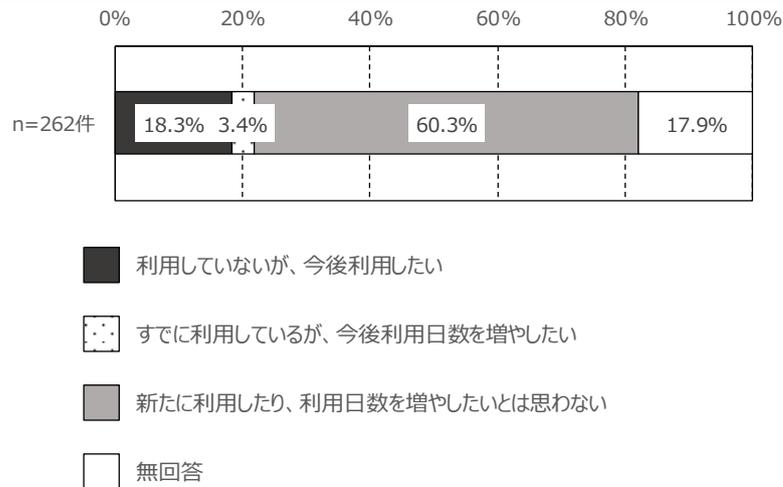
■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



平日に定期的に利用したい教育・保育事業としては、「認可保育園」が 88.2%でもっとも多くなっています。

他の事業の利用希望は 1 割を下回っています。

③地域子育て支援拠点事業の利用意向

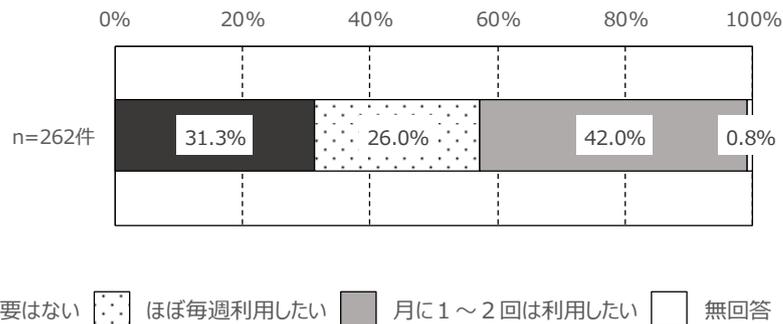


地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、60.3%が「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」としています。

「利用していないが、今後利用したい」は18.3%となっています。

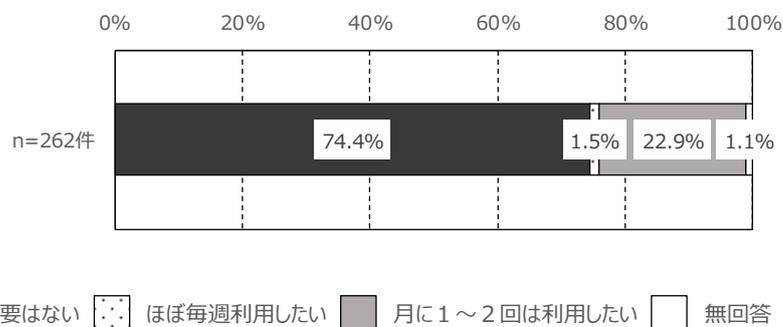
④土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

【土曜】



土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」（31.3%）が3割を超えているものの、26.0%は「ほぼ毎週利用したい」、42.0%は「月に1～2回は利用したい」としており、土曜の利用希望はあわせると6割を超えています。

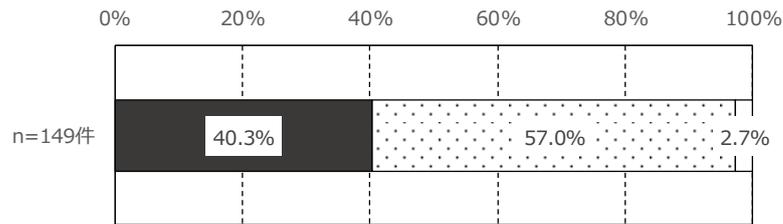
【日曜・祝日】



日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が74.4%と7割以上を占めています。「ほぼ毎週利用したい」（1.5%）、「月に1～2回は利用したい」（22.9%）をあわせると日曜・祝日の利用希望は2割台となっています。

⑤病児・病後児のための保育施設等の利用意向

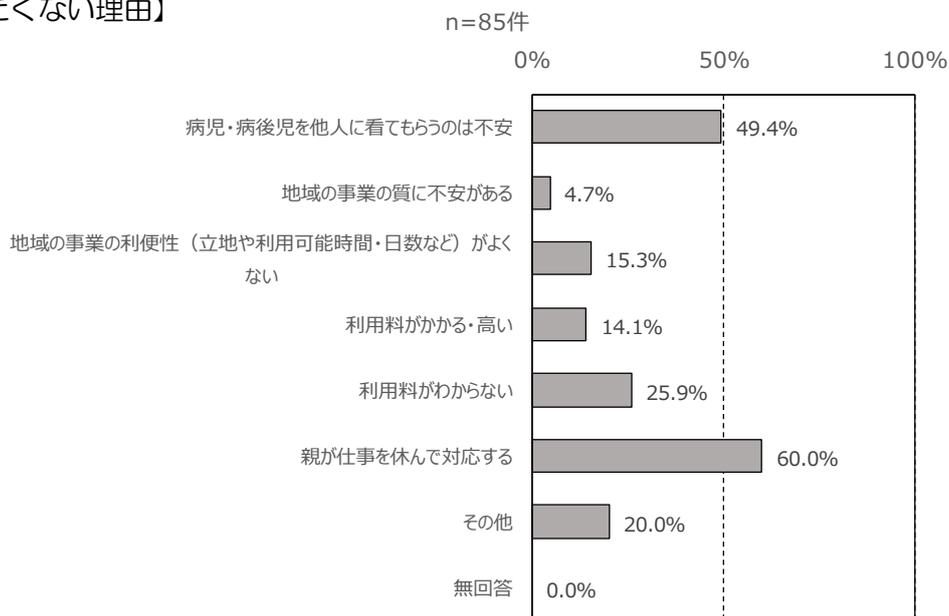
【利用意向】



■ できれば病児・病後児保育施設等を利用したい □ (点線) 利用したいとは思わない □ 無回答

病児・病後児保育施設等の利用については、57.0%は「利用したいとは思わない」としています。「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は40.3%となっています。

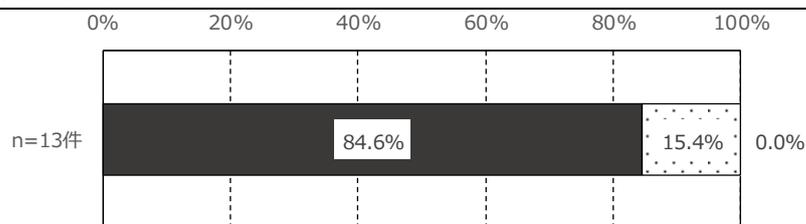
【利用したくない理由】



病児・病後児のための保育施設等の利用意向で「利用したいとは思わない」と回答者の利用したくない理由をみると、「親が仕事を休んで対応する」が60.0%でもっとも多くなっています。

ついで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が49.4%と半数近くを占めています。

⑥不定期の教育・保育事業の利用意向

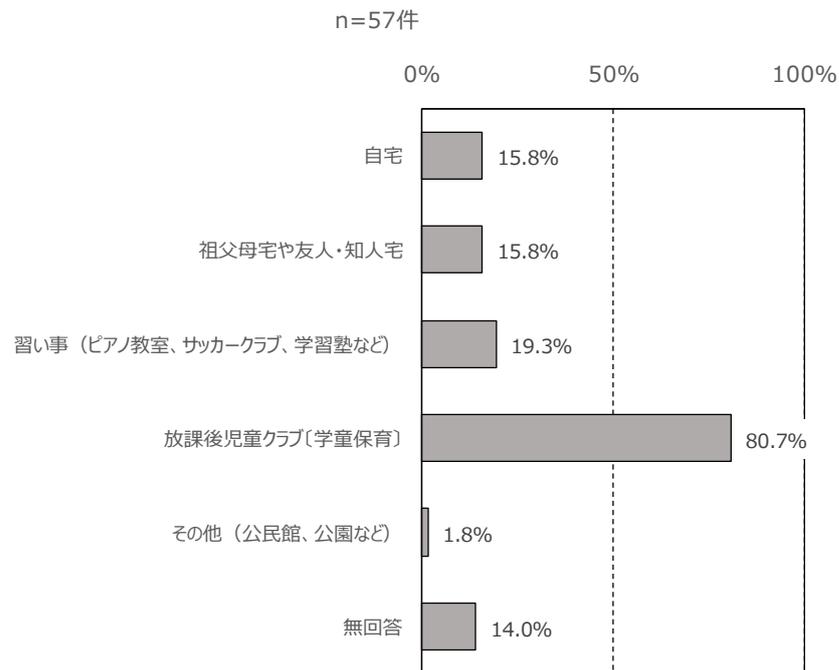


■ 利用したい □ (点線) 利用する必要はない □ 無回答

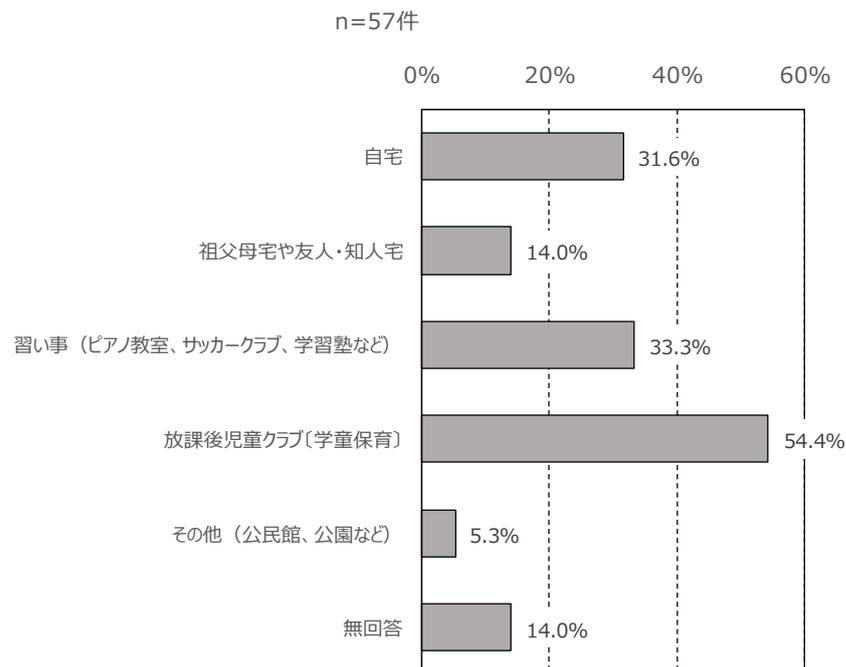
不定期の教育・保育事業の利用意向みると、「利用したい」が84.6%で「利用する必要はない」(15.4%) よりも多くなっています。

⑦小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

【小学校低学年】



【小学校高学年】

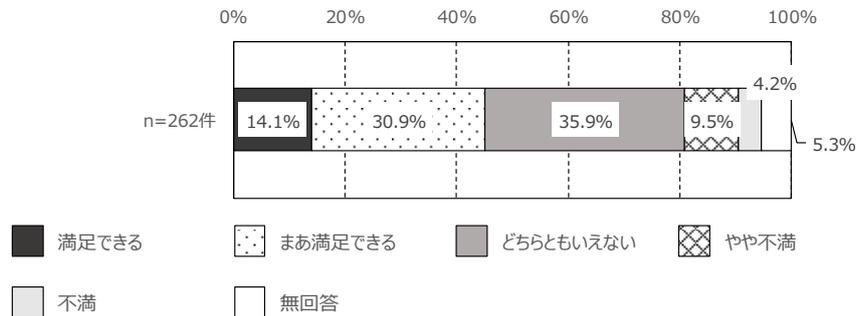


5歳以上の子どもの小学生になってからの放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年、高学年ともに「放課後児童クラブ〔学童保育〕」への回答が多く、低学年では80.7%と8割を超えています。

小学校高学年では「自宅」(31.6%)と「習い事」(33.3%)への回答も3割を占め、低学年よりも回答の割合が高くなっています。

⑧町の取り組みについて

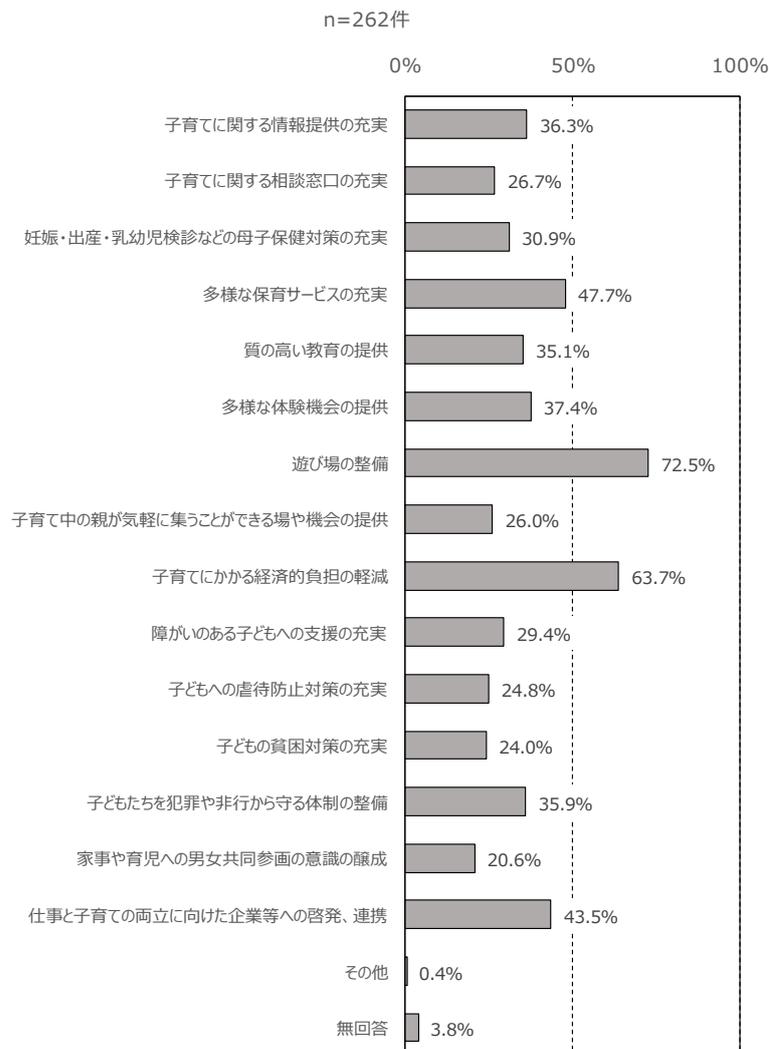
■ 子ども・子育て支援の取り組みに対する総合的な満足度



子ども・子育て支援の取り組みに対しては、「どちらともいえない」が 35.9%となっていますが、30.9%は「まあ満足できる」としており、「満足できる」（14.1%）とあわせると、45.0%が満足できるという肯定的な評価をしています。

「やや不満」と「不満」をあわせた不満という否定的な評価は 13.7%となっています。

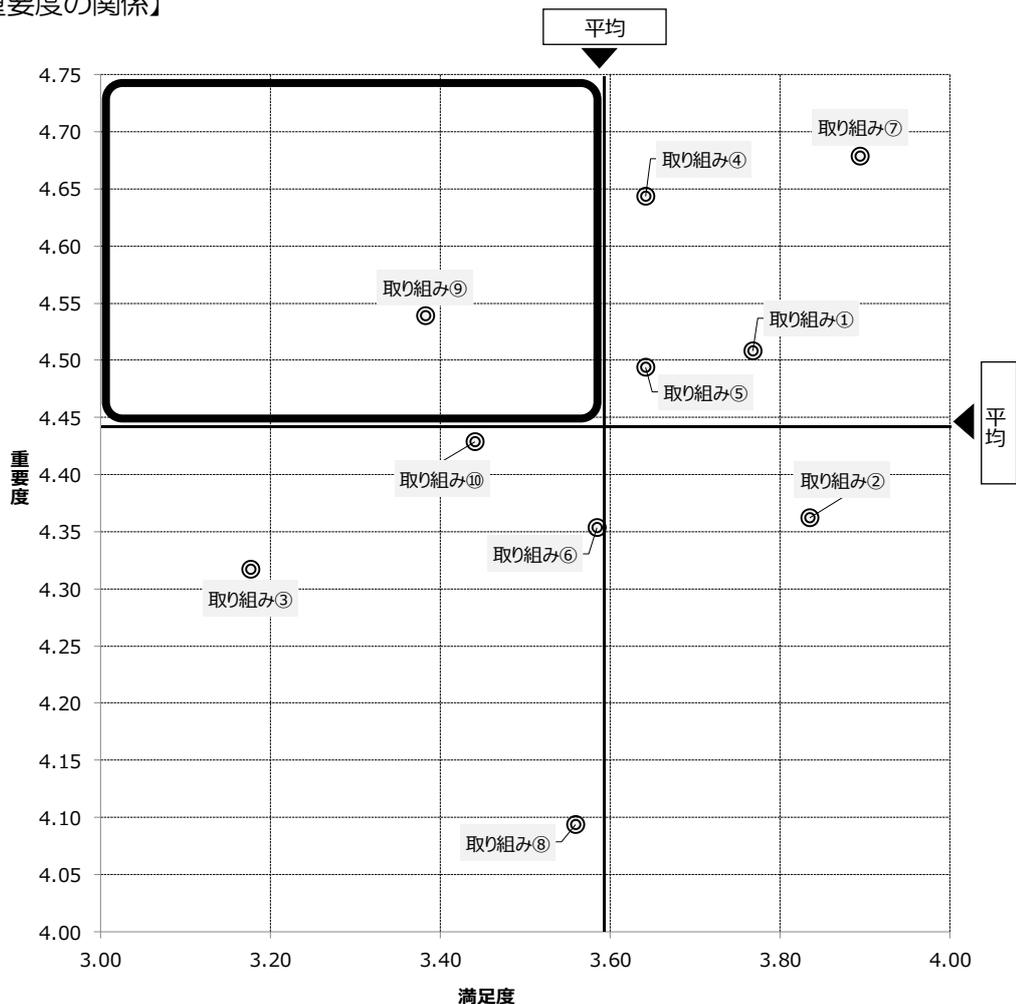
■ 今後の子育て支援に期待すること



今後の子育て支援に期待することとしては、「遊び場の整備」が 72.5%でもっとも多く、ついで「子育てにかかる経済的負担の軽減」が 63.7%となっています。

■ 子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みに対する満足度と重要度

【満足度と重要度の関係】



【①満足度】

満足 = 5 点、やや満足 = 4 点、どちらともいえない = 3 点、やや不満 = 2 点、不満 = 1 点

【②重要度】

重要 = 5 点、やや重要 = 4 点、どちらともいえない = 3 点、あまり重要ではない = 2 点、重要ではない = 1 点

○①満足度と②重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みについて満足度と重要度を整理すると、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い課題領域に該当するものは、以下の通りとなっています。

◎子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

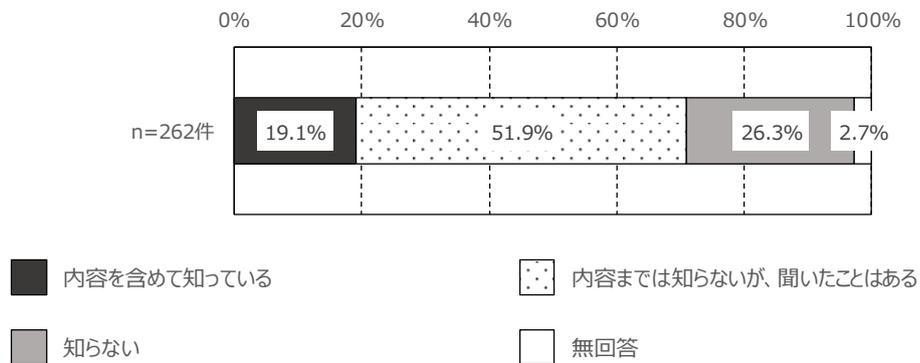
課題領域に該当する取り組みについては最優先で改善を図り、満足度を高めていくことが必要だと考えられます。

また以下の取り組みについては重要度は高くはないものの、満足度が低いため、満足度の向上が求められると考えられます。

- ③仕事と生活の調和の促進
- ⑥子どもの心身の健やかな成長の支援
- ⑧地域の子育て力を強化する施策の充実
- ⑩一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

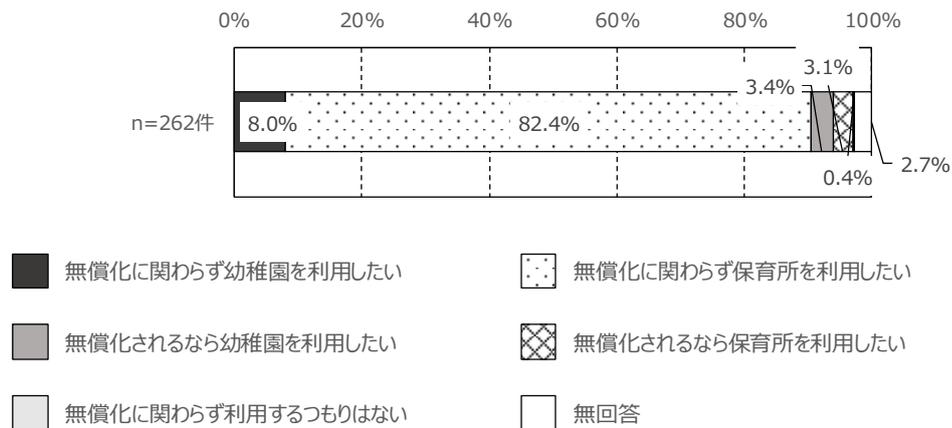
⑨ 幼児教育のあり方について

■ 幼児教育・保育の無償化の認知状況



幼児教育・保育の無償化については、51.9%が「内容までは知らないが、聞いたことはある」としており、「内容を含めて知っている」（19.1%）とあわせると、71.0%が無償化について認知しています。

■ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合の教育・保育事業の利用意向



幼児教育・保育の無償化が実施された場合の教育・保育事業の利用意向は、82.4%が「無償化に関わらず保育所を利用したい」としています。

(3) 小学生調査結果のポイント

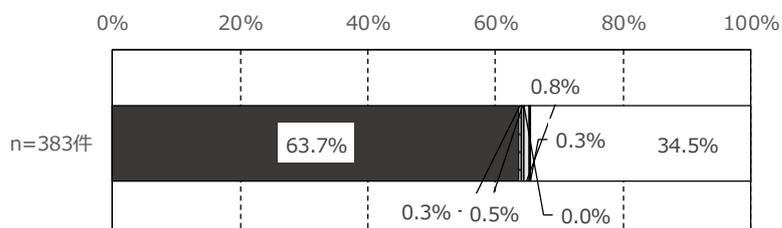
①保護者の就労状況

【母親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

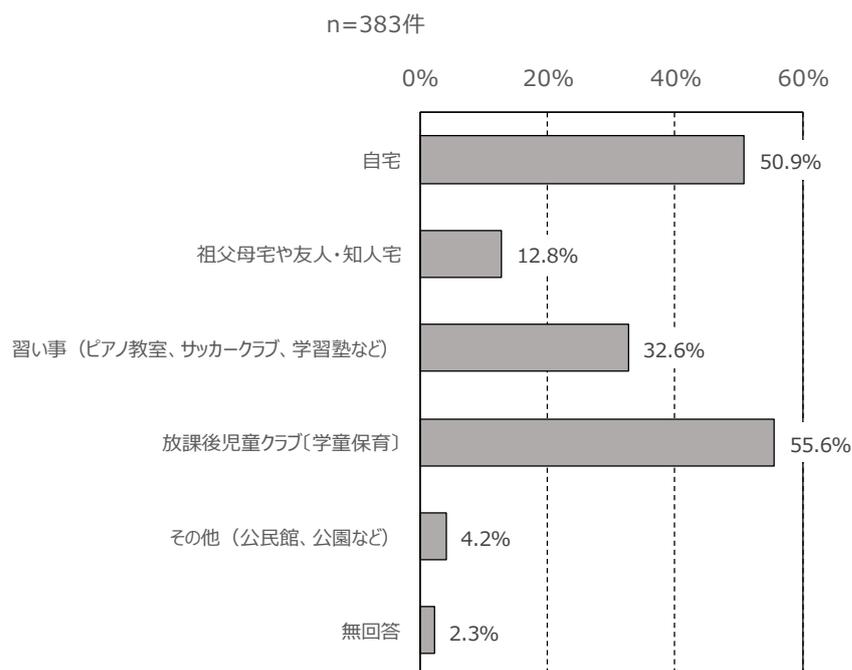
【父親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

母親の 48.8%、父親の 63.7%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」として
います。また母親では 22.7%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と
しています。

②放課後の過ごし方の希望



小学生の放課後の過ごし方の希望をみると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が 55.6%、「自宅」が 50.9%となっています。

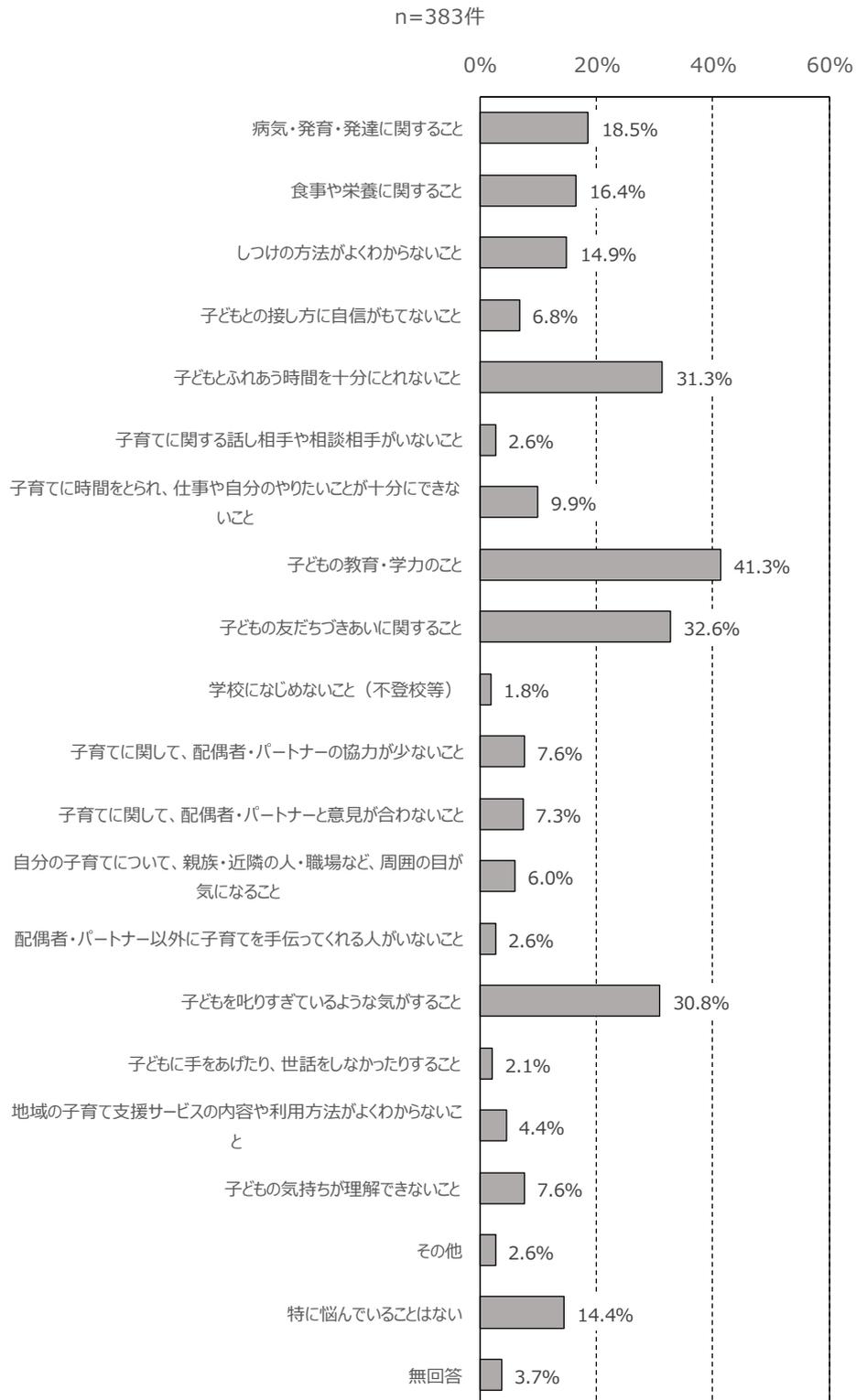
<属性別にみた回答傾向>

		n	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	放課後児童クラブ(学童保育)	その他 (公民館、公園など)	無回答
全体		383件	195件	49件	125件	213件	16件	9件
子どもの学年	1年生	68件	27件	13件	20件	52件	3件	5件
		63件	26件	5件	14件	50件	1件	1件
	2年生	57件	26件	9件	22件	37件	3件	0件
		57件	37件	4件	23件	22件	4件	1件
	3年生	55件	32件	8件	26件	22件	3件	0件
		68件	40件	8件	18件	22件	1件	1件
	4年生	68件	40件	8件	18件	22件	1件	1件
		68件	40件	8件	18件	22件	1件	1件
	5年生	68件	40件	8件	18件	22件	1件	1件
		68件	40件	8件	18件	22件	1件	1件
	6年生	68件	40件	8件	18件	22件	1件	1件
		68件	40件	8件	18件	22件	1件	1件

子どもの学年別にみると、「放課後児童クラブ(学童保育)」の利用意向は1～2年生では7割を超えていますが、4年生以降は4割前後と低くなっています。4年生以降では「自宅」を希望する回答が6割前後を占めています。

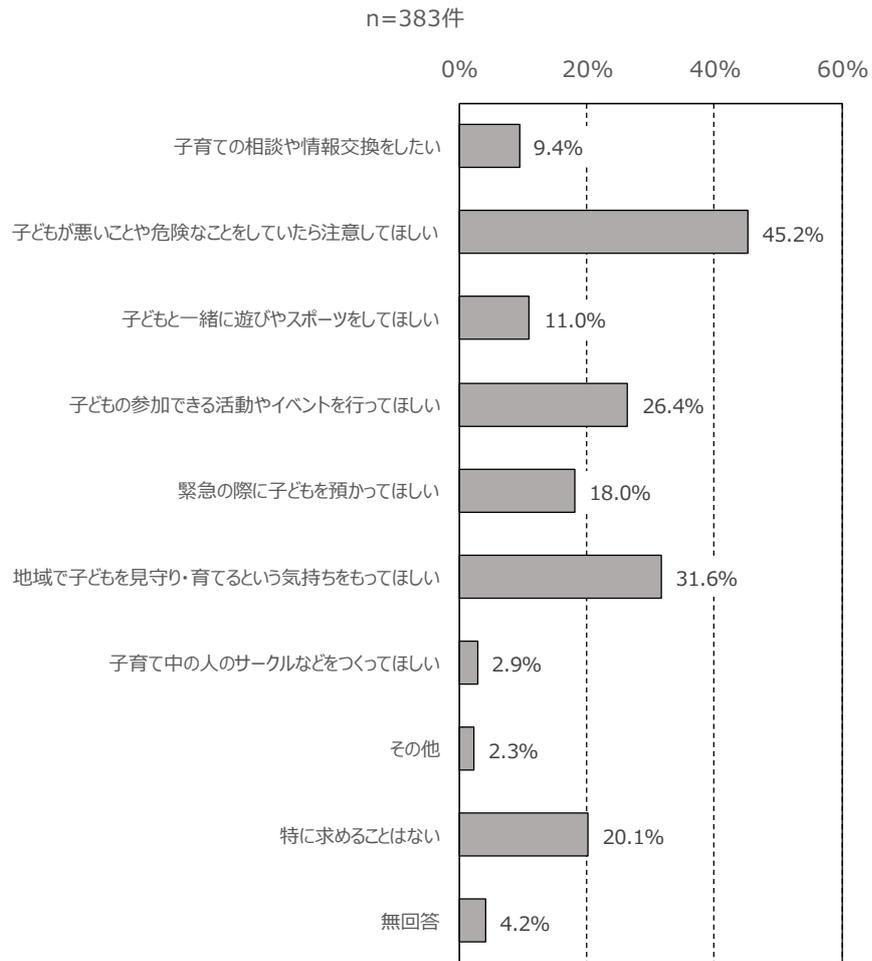
③子育てに関する意識

■子育てに関する悩み



子育てに関して悩んでいることとしては、「子どもの教育・学力のこと」が41.3%でもっとも多く、その他に「子どもの友だちづきあいに関すること」（32.6%）、「子どもとふれあう時間を十分にとれないこと」（31.3%）、「子どもを叱りすぎているような気がする」（30.8%）などへの回答が3割を超えています。

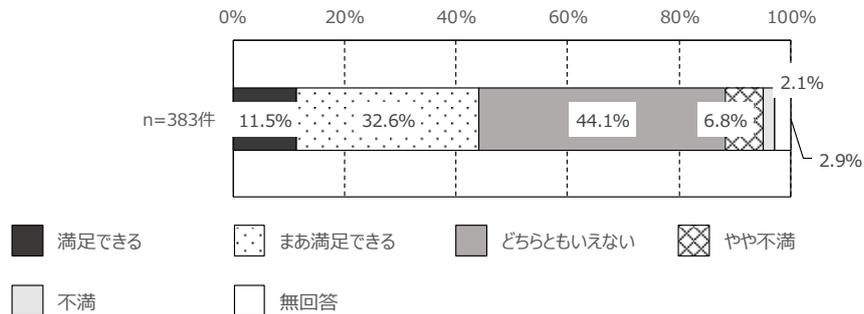
■子育てにおいて、地域に期待すること



子育てにおいて地域に求めることとしては、「子どもが悪いことや危険なことをしていたら注意してほしい」が45.2%でもっとも多くなっています。

④町の取り組みについて

■子ども・子育て支援の取り組みに対する総合的な満足度

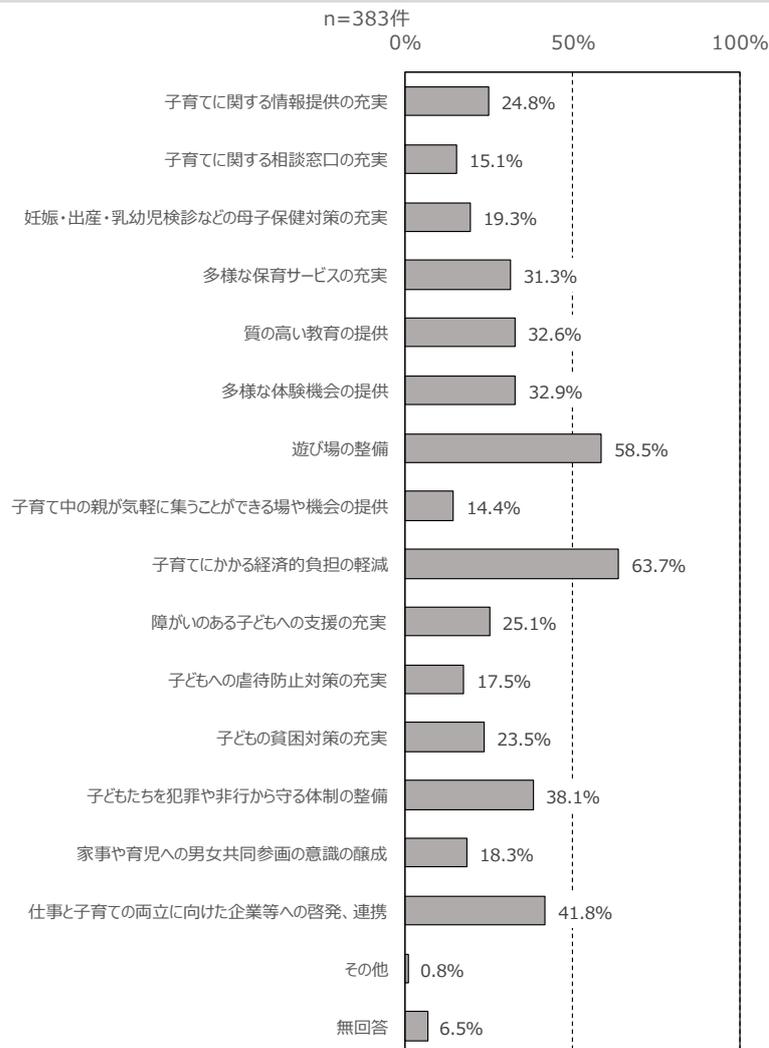


子ども・子育て支援の取り組みに対しては、「どちらともいえない」が44.1%となっています。

32.6%は「まあ満足できる」としており、「満足できる」（11.5%）とあわせると、44.1%が満足できるという肯定的な評価をしています。

「やや不満」（6.8%）、「不満」（2.1%）をあわせた不満という否定的な評価は8.9%となっています。

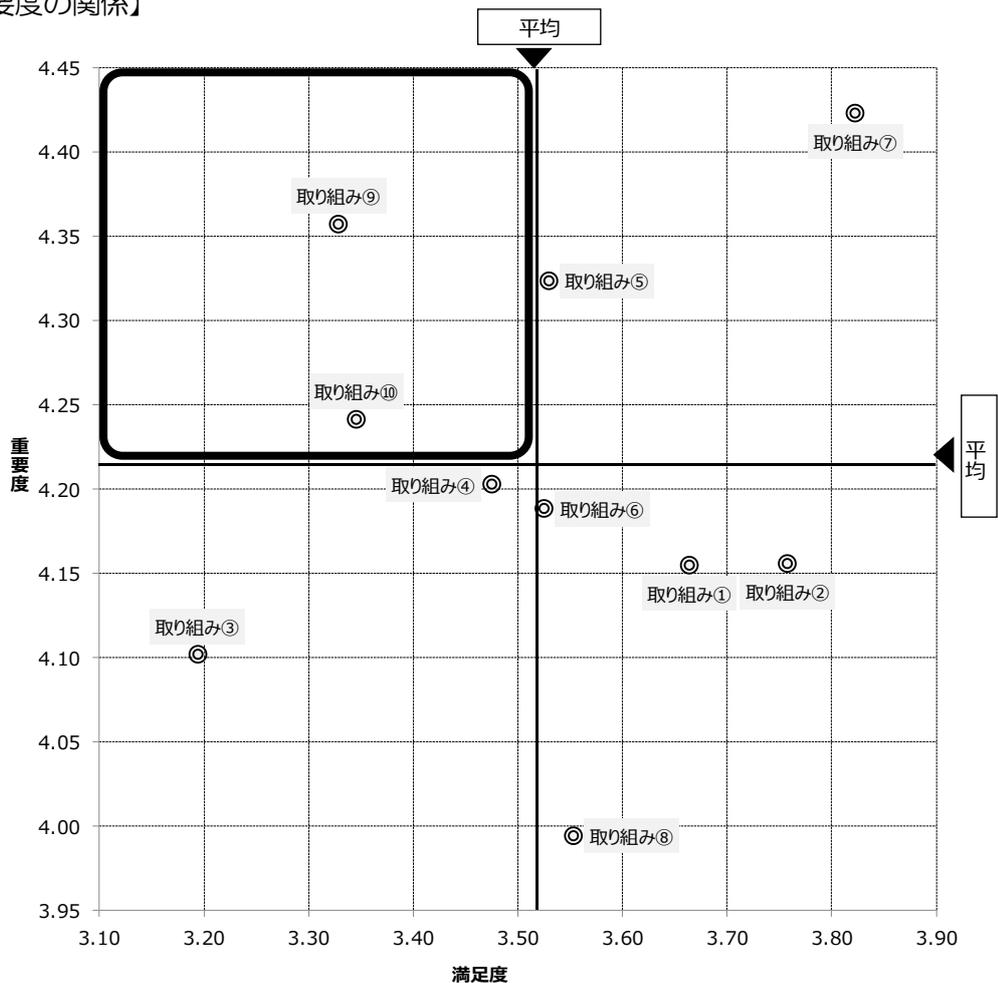
■今後の子育て支援に期待すること



今後の子育て支援に期待することとしては、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が63.7%でもっとも多く、ついで「遊び場の整備」が58.5%となっています。

■ 子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みに対する満足度と重要度

【満足度と重要度の関係】



【①満足度】

満足 = 5 点、やや満足 = 4 点、どちらともいえない = 3 点、やや不満 = 2 点、不満 = 1 点

【②重要度】

重要 = 5 点、やや重要 = 4 点、どちらともいえない = 3 点、あまり重要ではない = 2 点、重要ではない = 1 点

○①満足度と②重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

子ども・子育て支援に関する町の主な取り組みについて満足度と重要度を整理すると、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い課題領域に該当するものは、以下の通りとなっています。

- ⑨子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
- ⑩一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

課題領域に該当する取り組みについては最優先で改善を図り、満足度を高めていくことが必要だと考えられます。

また以下の取り組みについては重要度は高くはないものの、満足度が低いため、満足度の向上が求められると考えられます。

- ③仕事と生活の調和の促進
- ④保育の質の向上

第3章 計画の方向性

第3章 計画の方向性

1. 計画の基本理念

「子ども・子育て支援制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、三種町としての取り組みの方向性をわかりやすく示すものとして、本計画における基本理念を以下のように設定します。

**すべての子どもの幸せの実現に向けて、
地域のすべての人ができることを行い、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく
まちづくりを推進していきます**

2. 基本目標

「子ども・子育て支援制度」においては、以下の点を推進していくものとされています。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
地域の子ども・子育て支援の充実

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されていることから、第1期計画の内容を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを内包したひとつの計画として推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みの内容をわかりやすくひとつの体系に整理して着実な推進を図ります。

- 基本目標1：子ども・子育て支援事業の推進**
- 基本目標2：子どもの心身の健やかな成長の支援**
- 基本目標3：子育て家庭をサポートする環境の整備**
- 基本目標4：地域の子育て力を強化する施策の充実**
- 基本目標5：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保**
- 基本目標6：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実**

3. 計画推進の考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒にあって取り組んでいきます。

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

<教育・保育の一体的提供の推進>

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、特定教育・保育施設の担う役割は大きいことを踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、各種研修会等に対して支援を行います。

さらに、豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や、幼稚園及び保育園、小学校等との連携に努めます。

<産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達したとき）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望したときから質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

<子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携>

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

<職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携をとりつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

（2）次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、第1期計画ではそれまでの次世代育成支援行動計画の内容を継承し、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成26年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となっています。

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を引き続き一体的に推進していきます。

4. 施策の体系

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

基本目標 1 : 子ども・子育て支援事業の推進

- 1-1 : 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
- 1-2 : 地域子ども・子育て支援事業の推進
 - 1) 通所系事業
 - 2) 訪問系事業
 - 3) 相談支援
 - 4) その他の事業
- 1-3 : 保育の質の向上

基本目標 2 : 子どもの心身の健やかな成長の支援

- 2-1 : 心と体の健全育成の推進
- 2-2 : 学校教育の推進

基本目標 3 : 子育て家庭をサポートする環境の整備

- 3-1 : 子育て家庭への相談・情報提供の充実
- 3-2 : 母子健康づくりの推進
- 3-3 : 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 3-4 : 仕事と生活の調和の促進

基本目標 4 : 地域の子育て力を強化する施策の充実

- 4-1 : 地域の子育て力の強化

基本目標 5 : 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

- 5-1 : 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備
- 5-2 : 子どもと子育て家庭の安全の確保
- 5-3 : 児童虐待防止

基本目標 6 : 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

- 6-1 : 障がい児を持つ家庭への支援
- 6-2 : ひとり親家庭への支援

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1：子ども・子育て支援事業の推進

1-1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

①通常保育事業

【事業概要】

0歳児、産休明けの乳児から受け入れており、町内全保育園で実施しています。

【取り組みの方向】

保育士不足の状況があるため、保育士の確保に努め、0歳児の入園希望に応えていきます。

②保育園における幼児教育の充実

【事業概要】

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から就学前の教育を行います。

【取り組みの方向】

保育士不足の状況があるため、保育士の確保に努めるとともに、様々な家庭環境の子ども・保護者への支援を充実します。

③幼稚園運営の推進

【事業概要】

満3歳から小学校就学前までの子どもを対象に、より良い環境の中で幼稚園教育要領に基づいた質の高い就学前教育、人間として心豊かにたくましく生きる力、子どもの自発性を土台に「思考力」「創造性」を育てます。

【取り組みの方向】

引き続き、豊かな人間性を育む幼稚園教育の振興を図ります。

1-2：地域子ども・子育て支援事業の推進

1) 通所系事業

①延長保育事業

【事業概要】

八竜地域の3園、森岳・琴丘保育園では18時～19時までの1時間の延長保育を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②休日保育事業

【事業概要】

日曜、休日に保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

現在のところ、まだ実施には至っていませんが、ニーズ調査の結果を踏まえ、事業の必要性等について検討します。

③一時保育事業

【事業概要】

保護者の疾病、育児疲れ、その他事情による在宅児を一時的に保育をします。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気中であつ急変が認められない児童で、保護者の労働等の理由により家庭で保育できない場合、一時的に医療機関や保育園等で保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

現在のところ、広域で実施しています。

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に在学している児童に対し、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

小学校5年生以上も利用ができるように利用対象は拡大されています。

【取り組みの方向】

今後は施設の老朽化や狭さ等ハード面の改善、また支援員の質及び数の確保に関する改善が必要と考えられ、引き続き、児童の利便性・安全性の確保に努めます。

2) 訪問系事業

①乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【取り組みの方向】

親子の心身の状況や養育環境の把握に努めます。

3) 相談支援

①子育て支援センター事業

【事業概要】

おひさま広場において、未就園児家庭を対象とした育児不安に対する面接、電話相談等の支援を実施します。

【取り組みの方向】

気軽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図ります。

4) その他の事業

①ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が連携し、自宅等で子どもを預かる事業です。

【取り組みの方向】

現在のところ、まだ実施には至っていませんが、ニーズ調査の結果を踏まえ、事業の必要性等について検討します。

②妊産婦健康診査

【事業概要】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦及び産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期から産後に至るまでの期間中、適宜必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

1-3 : 保育の質の向上

①保育士研修の充実

【事業概要】

町の保育関係職員、その他保育に関係する方に対する研修を充実し、保育の質の向上を図ります。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②保育施設の改修・整備事業

【事業概要】

施設改修・整備を行い保育環境の改善を図ることにより園児が、安全で快適な保育生活ができます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

基本目標 2 : 子どもの心身の健やかな成長の支援

2-1 : 心と体の健全育成の推進

①三種町スポーツ少年団の活動支援

【事業概要】

現在のスポーツ少年団は複合団が 1 団体、単一団体が 11 団体で活動しています。

【取り組みの方向】

今後も継続してスポーツ少年団の育成支援に取り組んでいきますが、団員不足という状況もあるため、種目によっては単一団の統合を検討していきます。

②地域と学校が連携した体験活動の推進

【事業概要】

環境、福祉、国際理解、情報教育、勤労生産学習について体験活動を通し、各能力を高め育成します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

2-2 : 学校教育の推進

①学校環境の充実

【事業概要】

校舎、体育館、グラウンドなどを定期的に点検し安全な環境づくりに努めています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②体験学習の充実

【事業概要】

歴史や自然を探索して地域に親しむ自然探訪、高齢者施設での奉仕活動、集団行動を育む宿泊体験等の体験学習を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③学校の安全管理システムの充実

【事業概要】

町内の児童生徒を不審者等外部の危険から守るために学校、PTA、地域関係機関が一体となり取り組んでいます。

町内小中学校に防犯カメラを設置し、不審者対策を実施するとともに、地域住民（見守り隊等）との連携により、児童生徒の登下校時の安全確保に努めています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④学校におけるスポーツ環境の充実

【事業概要】

ミニバスケットボールや野球等子どもたちのスポーツ活動が学校単位から地域のスポーツ少年団へ移行しています。

【取り組みの方向】

子どもたちが安心してスポーツ活動に励めるよう、引き続き指導者の確保に努めます。

基本目標 3：子育て家庭をサポートする環境の整備

3-1：子育て家庭への相談・情報提供の充実

①子育て支援の啓発活動の推進

【事業概要】

ホームページ、園だより、子育て支援センターだよりなどにより情報を提供しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②子育て支援交流事業（空き教室や公共施設利用）

【事業概要】

各地域の子育て支援センターにおいて、公民館等を利用し、交流の場を提供します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③相談事業

【事業概要】

家庭における様々な悩みや子育てに関する悩み相談について保育園等の行政機関での相談事業を実施します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④保育園・幼稚園の園庭等の開放

【事業概要】

園庭等を開放し、遊びや親子のふれあいなど保育園・幼稚園と地域の交流を図ります。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑤健康相談・育児学級の推進

【事業概要】

保健師・助産師・栄養士など他職種が協同し、育児に携わる親の孤立防止や育児不安等を解消するため育児支援を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

3-2 : 母子健康づくりの推進

①母子健康手帳の交付事業

【事業概要】

妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②乳幼児健康診査事業

【事業概要】

目的・発育段階に応じた適切な保健指導を行うとともに、育児不安等を解消するため育児支援を行います。

未受診児に対しては、家庭訪問や保育園訪問することで状況確認を行っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③予防接種事業

【事業概要】

発育とともに外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなることから、予防接種に関する情報を適切に提供し、予防接種を受けやすい体制づくりに努めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④むし歯予防指導事業

【事業概要】

幼児期のむし歯の罹患率を減少させ、生涯を通した歯科保健意識の向上を目指します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑤食育の推進

【事業概要】

毎日、主食・主菜・副菜のバランスのよい食事を摂ることや、1日3度の食事がおいしく食べられるように、おやつ時間を決めるなど、家庭でできることから推進します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑥赤ちゃん誕生応援事業（不妊治療費助成事業）

【事業概要】

子どもを望む夫婦にとって、高額な不妊治療費は大きな負担となるため、治療に対する経済的負担軽減により、安心して治療できるよう治療費の一部を助成します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

3-3：子育て家庭の経済的負担の軽減

①すこやか子育て支援事業

【事業概要】

保育園・幼稚園に入園している児童の保育料等の助成を行い、子育てに関わる経済的負担の軽減を図ります。（所得制限あり）

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②児童手当給付事業

【事業概要】

中学校修了前までの児童を養育する方に手当を支給します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③就学援助事業

【事業概要】

保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等を援助し児童生徒の健全な教育の普及奨励を勧めます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④小中学校入学等援助事業

【事業概要】

小学校新入学時にランドセルの配布、小学校3年生への自転車用ヘルメットの配布、中学校入学時の自転車用ヘルメットの配布をしています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑤赤ちゃん誕生祝金支給事業

【事業概要】

健康で豊かなまちづくりに資するため、第2子以降の子を出産した方、またはその配偶者へ誕生祝金を支給します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑥子ども医療費助成事業

【事業概要】

子ども（乳幼児から高校生まで）の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、福祉医療費を助成します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑦保育料減免制度の充実

【事業概要】

同一世帯から2人以上の園児を入園させている場合は、1人以上について保育料を減免します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑧未熟児養育医療費助成事業

【事業概要】

からだの発育が十分でないまま生まれたため、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な入院費用（医療費、食事療養費含む）の一部を公費で負担します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

3-4：仕事と生活の調和の促進

①子育てしやすい就業環境づくりの促進

【事業概要】

家庭生活と職業生活の両立に向けた企業及び労働者の意識改革を促進します。

【取り組みの方向】

これまで具体的取り組みはありませんでしたが、ワークライフバランスを提唱するなど、今後も子育て環境整備に努めていきます。

②男女共同参画啓発の促進

【事業概要】

男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、パンフレット等による啓発活動を推進します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

基本目標 4：地域の子育て力を強化する施策の充実

4-1：地域の子育て力の強化

①地域における子育て支援サービスのネットワークづくりの推進

【事業概要】

行政・家庭・保育園・幼稚園・学校・企業・地域の関係団体などが連携、情報を共有化し、一体となった総合的な子育て支援を推進するネットワークの構築に取り組みます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②子育てボランティア及びサポーターの活動支援

【事業概要】

地域の民生児童委員・主任児童委員、子育てサポーターなど身近にいる子育て経験豊富な人々が相談や子育て活動の支援を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③青少年の総合的な育成体制づくりの推進

【事業概要】

青少年育成団体への連携・支援を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④青少年育成三種町民会議の活動支援

【事業概要】

青少年の健全育成のため会員が団結し活動する事業です。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑤民生児童委員・主任児童委員の活動支援

【事業概要】

子どもが地域でいきいき育むため行政機関等と連携をとりながら児童健全育成等について支援を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑥高齢者との交流活動の推進

【事業概要】

保育園、幼稚園では老人クラブとの交流の機会を設けています。年数回、季節的な行事に招待し交流を図っています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑦生涯にわたる健康教育の推進

【事業概要】

健康で充実した生活が送れるよう町民体育館等の有効活用を図ります。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑧保育園・幼稚園における職場体験等の実施

【事業概要】

小中高校生による職場体験や保育士を目指す実習生を積極的に受け入れます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

基本目標 5 : 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

5-1 : 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

①公園の整備及び管理

【事業概要】

公園の整備や老朽化に伴った遊具の撤去・補修を行い、充実を図ります。

【取り組みの方向】

親子が安心して利用できる公園等の整備を検討します。

②歩道等の整備

【事業概要】

道路整備等により歩行者、自転車の安全対策を図ります。

【取り組みの方向】

引き続き、地域の実情や関係機関からの要望を勘案して、新規歩道等の設置、維持・修繕等を実施します。

③トイレの設備等の充実

【事業概要】

コミュニティ活動の創出を目的に整備された公園等について、利活用促進を図るためトイレを設置し、適正な維持管理を行います。

【取り組みの方向】

人口減等により新設は難しいため、現状設備を引き続き安心して利用できるように、維持管理に努めていきます。

5-2：子どもと子育て家庭の安全の確保

①防犯対策の推進

【事業概要】

地域における防犯パトロール活動の促進・防犯意識の高揚を図ります。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②街灯・防犯灯の整備及び管理

【事業概要】

夜間の犯罪防止と交通安全を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③交通安全教室の開催

【事業概要】

子どもを交通事故から守るための活動を推進します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④交通安全施設の整備

【事業概要】

交通事故の防止と交通の安全・円滑を図ります。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

5-3 : 児童虐待防止

①子どもの人権に関する啓発の推進

【事業概要】

子どもが生命と人権を尊重され、健やかに成長する環境づくりの重要性とともに子どもの意見が反映される社会づくりの大切さについて意識啓発を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②いじめ、少年非行、不登校に対応する専門相談体制の推進

【事業概要】

山本公民館にあすなろ教室を設置しています。心理的な理由により登校できない状態にある児童・生徒に対して、個に応じた学習活動を進めながら、心の安定を図り、早い時期の学校復帰を援助します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③児童虐待防止の促進

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の恐れがある子どものケース会議を開き、必要な場合は迅速に保護及び支援を行います。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

基本目標6：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

6-1：障がい児を持つ家庭への支援

①学校生活サポート事業の推進

【事業概要】

障がい等により特別な教育的支援を要する児童生徒に対し、学校生活の支援を目的として特別支援教育支援員を配置します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②自立支援協議会の充実

【事業概要】

相談事業をはじめとし、様々な問題の解決や支援体制づくりのため、地域の関係機関がネットワークを構築し定期的な話し合いの場を設けています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③障がい児福祉手当給付事業

【事業概要】

在宅重度心身障がい児で、日常生活において常時介護を要する方に手当を支給します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④障がい児保育事業

【事業概要】

町内全保育園において、障がい児の受け入れ体制を確保しています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑤特別支援学級就学相談の推進

【事業概要】

心身に障がいを持つ児童生徒の障がいの内容を審査し適切な就学に結びつけます。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑥特別児童扶養手当給付事業

【事業概要】

障がいを持つ子どもを監護する父、母または、父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

6-2：ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭医療費助成事業

【事業概要】

ひとり親家庭または、父母以外に養育されている児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、福祉医療費を助成します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

②ひとり親家庭児童保育料助成事業

【事業概要】

ひとり親家庭の保育料を助成します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

③ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業

【事業概要】

ひとり親家庭の父または、母の住宅補修や増改築に必要な整備資金を貸付します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

④児童扶養手当給付事業

【事業概要】

18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭の父または母、父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

⑤母子寡婦福祉資金貸付事業

【事業概要】

ひとり親家庭の父または母及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉の向上を図るために修学、就学支度資金等を貸付します。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

第5章

子ども・子育て支援事業の確保の方策

第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策

1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

(1) 本町で想定する教育・保育の量の見込み

			2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
1号	3～5歳	教育	9人	10人	9人	9人	8人
2号	3～5歳	教育					
		保育	192人	202人	178人	169人	145人
3号	0歳	保育	43人	41人	39人	36人	34人
	1・2歳	保育	116人	92人	102人	98人	93人

本町では、ニーズ調査（アンケート調査）での利用意向や、各事業のこれまでの利用実績や利用傾向を踏まえ、本計画期間における教育・保育の見込み量について、上記のように想定しました。

(2) 教育・保育の確保の方策

①教育利用に対する確保策

■ 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

1号	3～5歳	教育	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量			9人	10人	9人	9人	8人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	15人	15人	15人	15人	15人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

出生数が減少傾向にあるため、現在1園ある幼稚園の入所定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

②保育利用に対する確保策

■ 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

2号	3～5歳	保育	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量			192人	202人	178人	169人	145人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	229人	229人	219人	199人	185人
		箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

【提供体制確保の考え方】

令和元年10月に施行された幼児教育・保育の無償化政策及び核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されますが、同時に出生数は減少傾向にあるため、現在5園ある保育園の入所定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

■ 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

3号	0歳	保育	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量			43人	41人	39人	36人	34人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	45人	45人	45人	45人	45人
		箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	地域型保育	提供量	3人	3人	3人	3人	3人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

核家族化、共働き世帯の増加により育児休暇終了とともに保育を希望する利用者が多く、現在5園ある保育園、小規模保育事業1園の入所定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

■ 3号認定（1・2歳）・保育利用に対する確保策

3号	1・2歳	保育	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量			116人	92人	102人	98人	93人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	116人	116人	116人	116人	116人
		箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	地域型保育	提供量	9人	9人	9人	9人	9人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

核家族化、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されるが、同時に出生数は減少傾向にあるため、現在5保育園、小規模事業1園の入所定員を維持していくことで提供量を確保していきます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

①利用者支援事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

②地域子育て支援拠点事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	1,968人日	1,968人日	1,968人日	1,968人日	1,968人日
	確保策（提供量）	1,968人日	1,968人日	1,968人日	1,968人日	1,968人日
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

子育て支援センターを拠点として乳幼児及びその保護者の交流の場を提供しています。

令和2年度からは1か所で事業を行います。

③妊産婦健康診査

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	75人回	74人回	70人回	69人回	67人回
	確保策（提供量）	75人回	74人回	70人回	69人回	67人回

【提供体制確保の考え方】

妊産婦の健康維持のために必要な健康診査受診票を発行していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	51人回	49人回	46人回	44人回	42人回
	確保策（提供量）	51人回	49人回	46人回	44人回	42人回
	訪問スタッフ数	8人	8人	8人	8人	8人

【提供体制確保の考え方】

保健師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、予防接種や心身状況の把握できる体制を整えていきます。

⑤養育支援訪問事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑥子育て短期支援事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

【提供体制確保の考え方】

本町においては現在のところ当該事業の実施は見込んでいません。

⑧一時預かり事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
幼稚園における 在園児を対象とした 一時預かり (預かり保育)	見込み量	1,960人日	1,960人日	1,960人日	1,960人日	1,960人日
	確保策(提供量)	1,960人日	1,960人日	1,960人日	1,960人日	1,960人日
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
上記以外	見込み量	80人日	80人日	70人日	70人日	70人日
	確保策(提供量)	80人日	80人日	70人日	70人日	70人日
	箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

【提供体制確保の考え方】

里帰り出産にも対応し、保育園4園で提供量を確保していきます。

⑨延長保育事業

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	140人日	135人日	131人日	127人日	123人日
	確保策(提供量)	140人日	135人日	131人日	127人日	123人日
	箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

【提供体制確保の考え方】

保育園4園、小規模事業1園でサービスを提供していきます。

⑩病児保育事業(病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型・訪問型)

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
	見込み量	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日
	確保策(提供量)	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

事業の周知及び利用手続きの簡素化等の利用しやすい環境をつくることで、利用者の増加を図っていきます。

⑪放課後児童クラブ

		2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
低学年	見込み量	228人	206人	197人	174人	182人
	確保策（提供量）	230人	230人	200人	200人	200人
高学年	見込み量	168人	166人	156人	155人	141人
	確保策（提供量）	170人	170人	160人	160人	160人
計	見込み量	396人	372人	353人	329人	323人
	確保策（提供量）	400人	400人	360人	360人	360人
	箇所数	6か所	6か所	5か所	5か所	5か所

【提供体制確保の考え方】

核家族化や、共働き世帯の増加により利用率は高まると予想されますが、同時に対象児童数は減少傾向にあるため、令和4年度から5か所での開催で継続していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【提供体制確保の考え方】

当面実施の予定はありませんが、事業の実施について検討していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供体制確保の考え方】

当面実施の予定はありませんが、事業の実施について検討していきます。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

(2) 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

■ 庁内横断的なプロジェクト会議による進行管理

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

三種町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 計画の周知

本計画は、子育てに関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を通して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

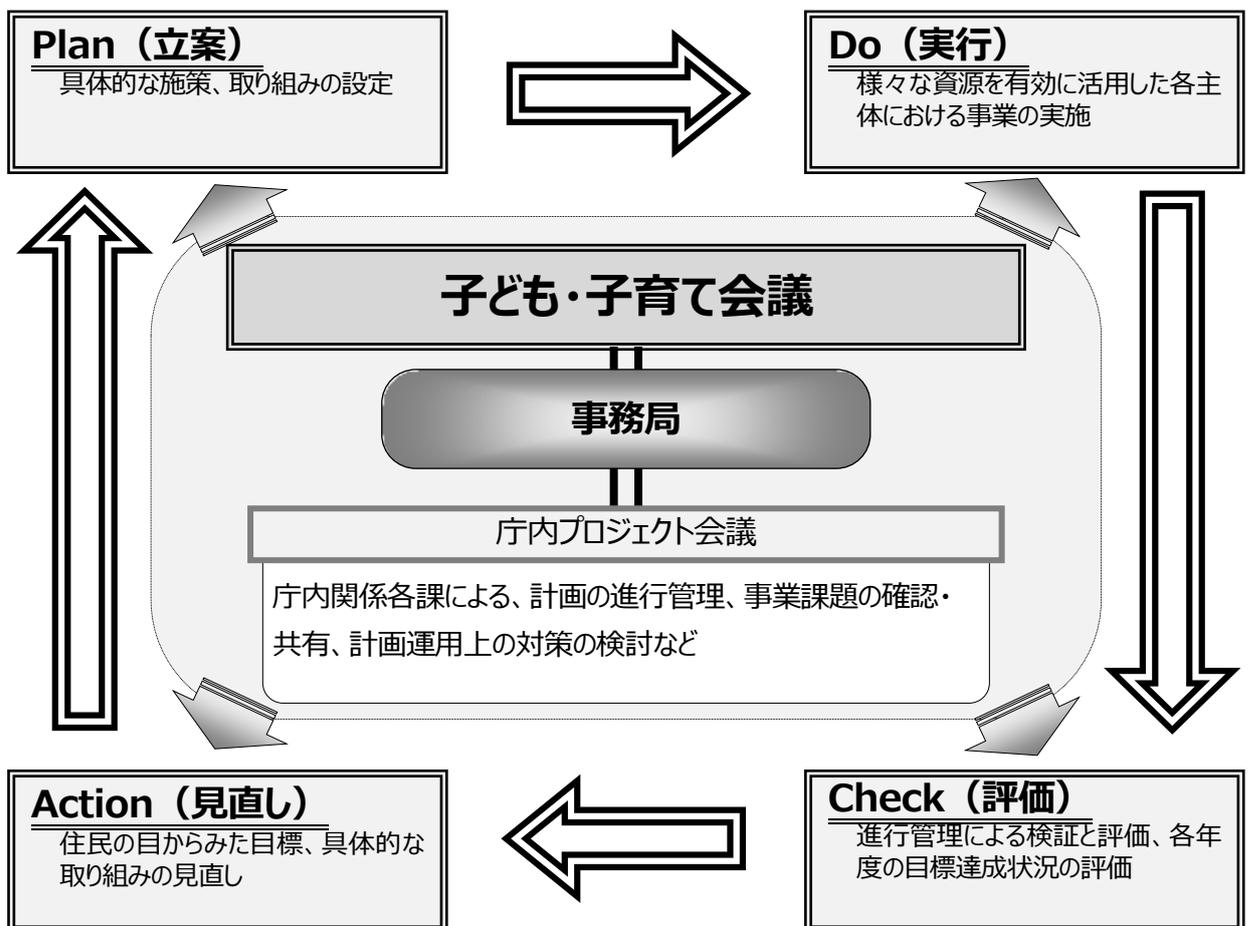
2. 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



資料編

1. 三種町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 29 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、三種町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、町長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の過半数以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 三種町子ども・子育て会議委員名簿

○委員名簿

No.	氏名	所属等	備考
1	見上 岳也	八竜幼稚園園長	
2	篠田 健三	三種町民生児童委員協議会会長	
3	伊藤 麻由子	鵜川保育園園長	
4	西村 優子	浜口保育園園長	
5	見上 雅子	八竜保育園園長	
6	泉 昌子	園児保護者（八竜地域）	
7	児玉 智也	園児保護者（琴丘地域）	
8	三浦 耕生	園児保護者（山本地域）	
9	畠山 広栄	三種町教育委員会教育次長	
10	大村 恵子	琴丘保育園園長	
11	佐々木 雅子	下岩川保育園園長	
12	栗山 浩子	森岳保育園園長	
13	笹村 直子	金岡保育園園長	
14	津谷 実希	三種町保健センター保健師	

○事務局

No.	氏名	所属等	備考
1	加賀谷 司	福祉課課長	
2	清水 真	福祉課課長補佐	
3	加藤 竜子	福祉課子育て支援係係長	
4	渡辺 祐紀	福祉課子育て支援係主席主査	

三種町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集	三種町役場福祉課 〒018-2401 三種町鶴川字岩谷子8 TEL : 0185-85-2111 (代表)
----	--